

鶴田町
第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月
青森県 鶴田町



目 次



第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	11
1 当町における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	25
5 施策の進捗評価.....	27
6 当町における子育て支援に関わる課題.....	28

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系図	35
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実	41
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	41
基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減	42
基本施策3 障害児への総合的な支援	43
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実	44
基本施策1 地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承	44
基本施策2 家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成	45
基本施策3 子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実	45
基本目標Ⅲ 充実した保育・教育の総合的な提供	46
基本施策1 質の高い幼児期の保育・教育基盤の確保	46
基本施策2 子どもの状況に対応した保育・教育の提供	46
基本施策3 保育士、幼稚園教諭の人材育成	47
基本施策4 留守家庭児童のための放課後の居場所の充実	47
基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開	48
基本施策1 安心して産み育てるための相談・支援の充実	48
基本施策2 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実	49
基本施策3 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進	51
基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり	52
基本施策1 安全・安心のまちづくりの確保	52
基本施策2 児童虐待防止に関する連携強化	53
基本施策3 子育て世帯用住宅の整備	53

第5章	子ども・子育て支援事業の展開	57
1	教育・保育事業等の提供区域	57
2	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	58
(1)	推計の手順	58
(2)	子ども人口の推計	59
(3)	家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	60
3	教育・保育の量の見込み及び確保方策	61
(1)	施設型事業	61
(2)	地域型保育事業	63
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	65
(1)	相談支援事業	65
(2)	訪問系事業	67
(3)	通所系事業	68
(4)	その他事業	72
5	総合的な子どもの放課後対策の推進	74
(1)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	74
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	77
(1)	認定こども園の普及についての基本的な考え方	77
(2)	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	77
(3)	質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	77
(4)	教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	77
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項	78
第6章	子どもの貧困対策	81
1	子どもの貧困対策計画策定の趣旨	81
2	子どもの貧困対策に関する取り組み	82
3	具体的な施策	82
(1)	教育の支援	82
(2)	生活の安定に資するための支援	84
(3)	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	87
(4)	経済的支援	88
4	子どもの貧困に関する指標	90

第7章 計画の推進・評価体制	95
1 計画の推進体制	95
2 計画の公表及び周知	95
3 計画の評価と進行管理	95
資 料 編	99
1 幼児教育・保育の無償化について	99
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	99
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	99
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	100
2 鶴田町 子ども・子育て会議条例	102
(1) 設置要綱	102
(2) 委員名簿	103
(3) 会議の開催日と審議内容	104

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。

..... 第1章

計画策定にあたって

.....



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

鶴田町（以降「当町」という。）では、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ上で、「鶴田町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定し、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まった支援施策として、2015（平成27）年度より5か年計画で、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく急速に進行し、子どもの貧困問題も表面化したことから、さらなる対策が求められ、国は、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表するとともに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じました。これらにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを踏まえて、当町では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「鶴田町子ども・子育て支援協議会」における議論を通して、当町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み量等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「鶴田町第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

この本計画をもとに、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援対策推進法による関連する諸制度の施策と連携しながら、当町内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。





2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

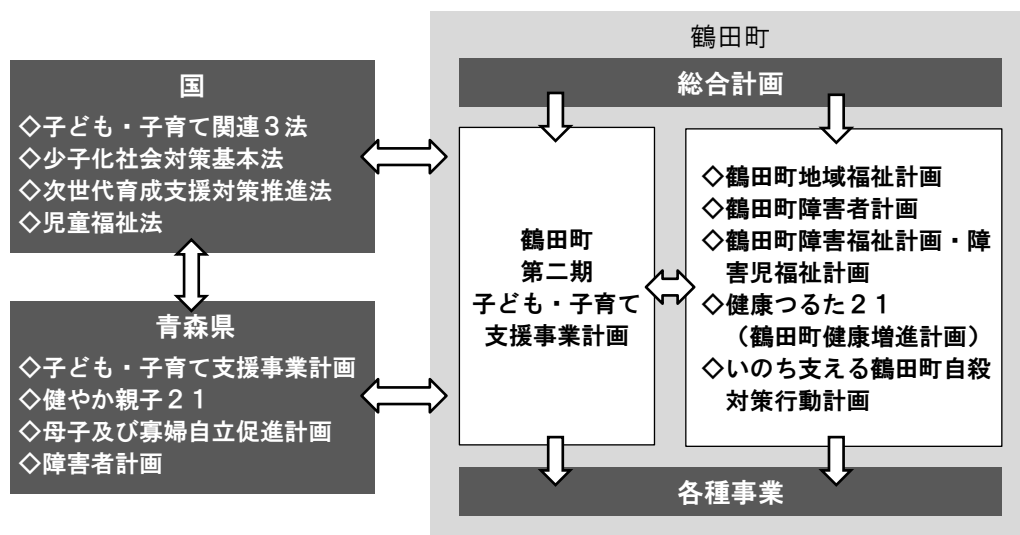
また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで当町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえ、既存計画との整合性を図って推進していきます。

加えて、2019（令和元）年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、市町村においても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされたことから、子どもの貧困対策計画も兼ね、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、最上位計画である「わ 一和・輪・私一 の町 いるさとみらい計画（第5次鶴田町総合計画）」と、関連計画である「鶴田町地域福祉計画」「鶴田町障害者計画」「鶴田町障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康つるた21（鶴田町健康増進計画）」「いのち支える鶴田町自殺対策行動計画」との整合性を図るよう取り計らいました。

■ 他計画との連携





4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間

2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
鶴田町第一期子ども・子育て支援事業計画									
					鶴田町第二期子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。





（２）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の４点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望又は保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。





6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定に向けては、子育てに関する地域活動団体をはじめ保護者・保育施設関係者、教育関係者などの委員で構成する「鶴田町子ども・子育て支援協議会」を設置し開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見を精査しながら会議で協議し、計画書への反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



..... **第2章**

**子ども・子育て支援の
現状と課題**

.....

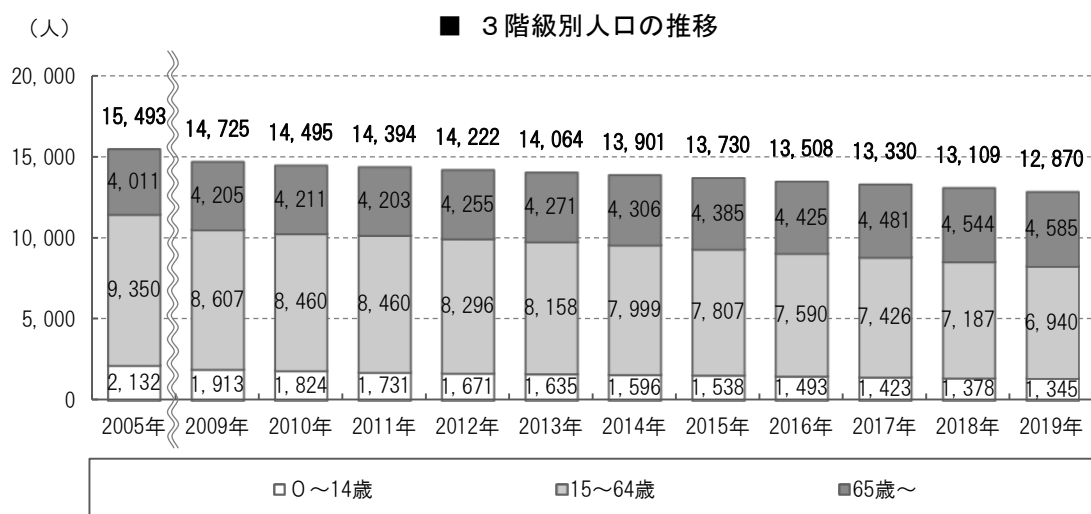


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 当町における人口と子ども人口の状況

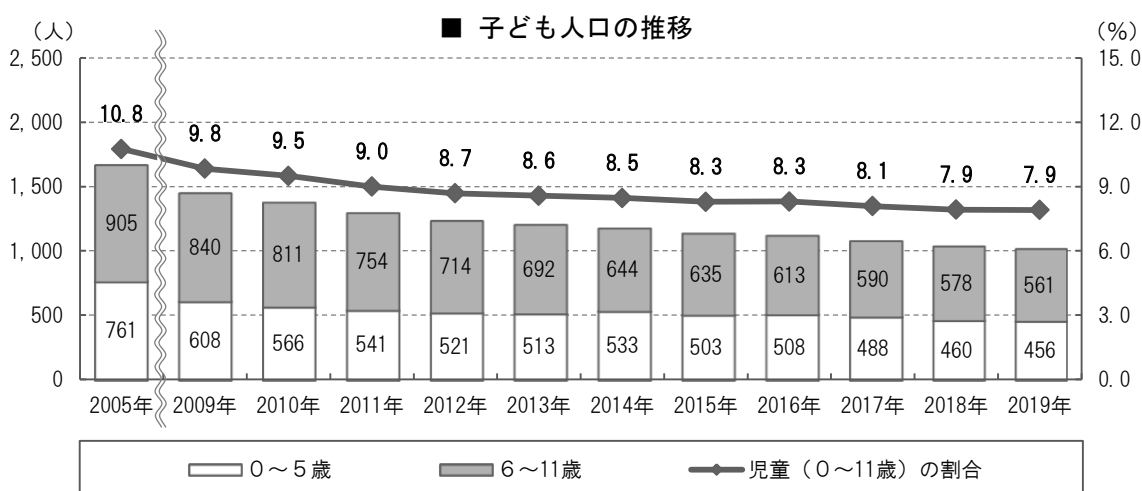
(1) 人口と子ども人口の推移

当町の人口は、2005（平成17）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2005（平成17）年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2018（平成30）年には7.9%となっています。



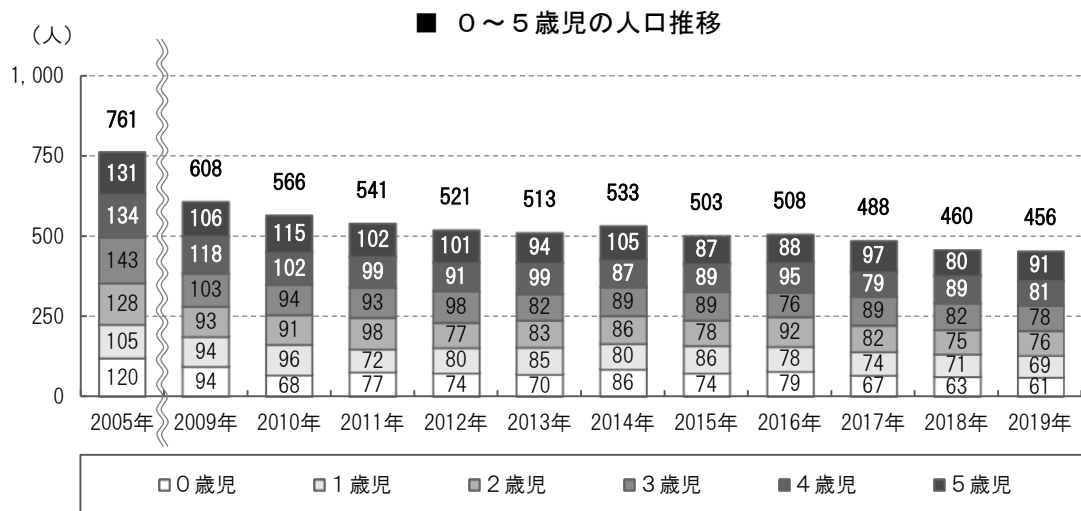
※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



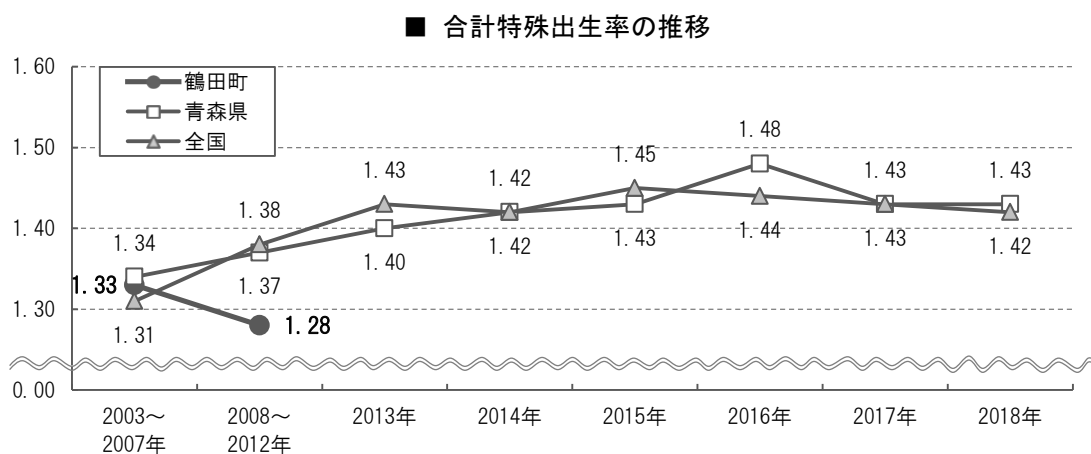


さらに就学前児童（0～5歳児）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけてすべての年齢で減少し、全体では152人（25.0%減）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



（2）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・県ともに2013（平成25）年以降は1.4台で推移し、横ばいの状態です。



※2013（平成25）年以降については町の数値は公表されておりません

資料：2003～2012年＝厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計
2013～2018年の県・全国＝青森県人口動態統計

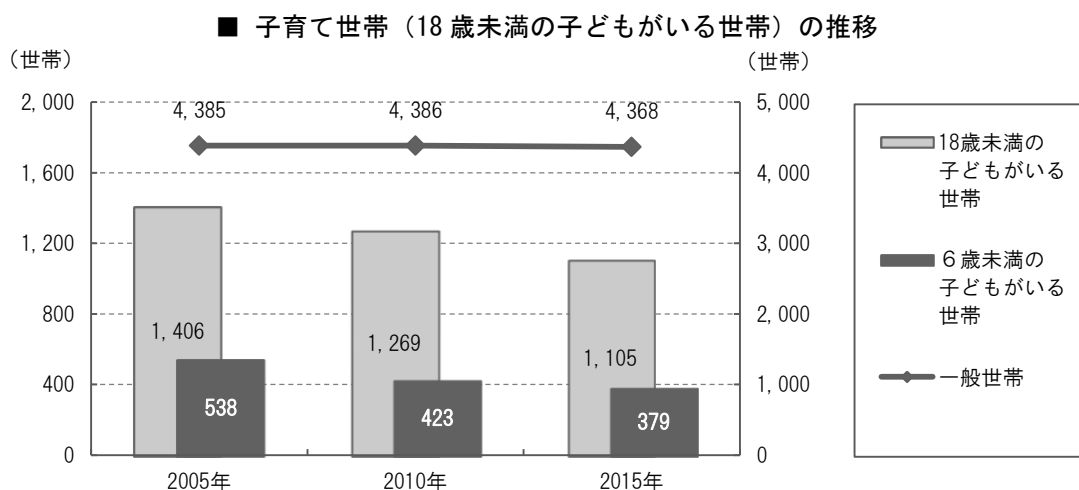




2 子育て世帯の状況

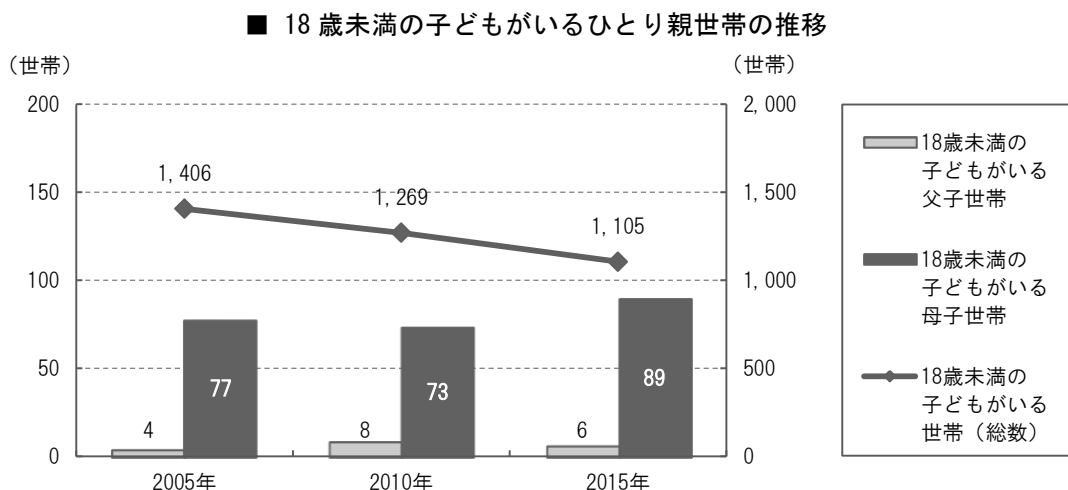
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は横ばいとなっています。6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯をみると、総世帯数は大きく減少している一方、ひとり親世帯は、父子・母子世帯ともに大きな変化がない状況です。



資料：国勢調査





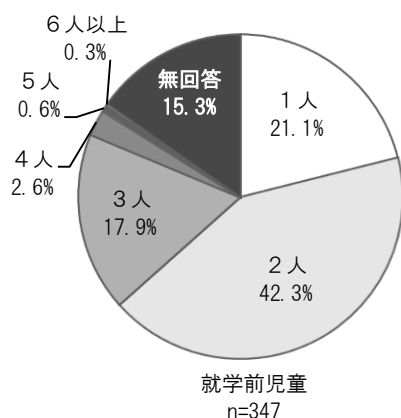
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童・小学生の世帯ともに「2人」、「3人」、「1人」の順となっています。

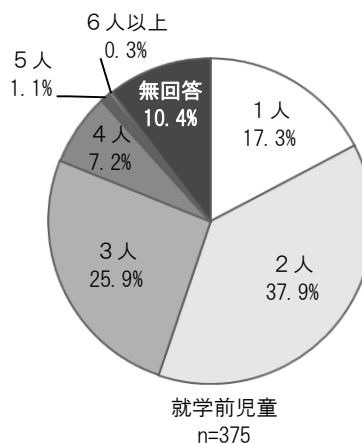
前回調査(H25)と比較すると、子どもが「3人」以上の世帯が就学前児童で13.1^{ポイント}、小学生で9.1^{ポイント}高くなり、多子世帯が増えている状況がうかがえます。

■ 子育て世帯の子ども人数

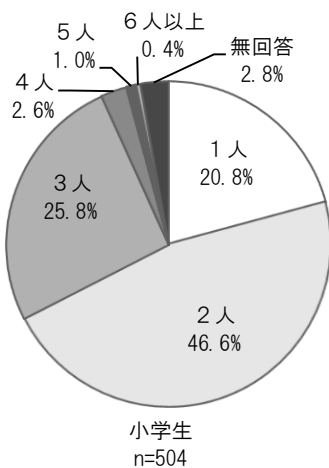
《H25 調査（就学前児童）》



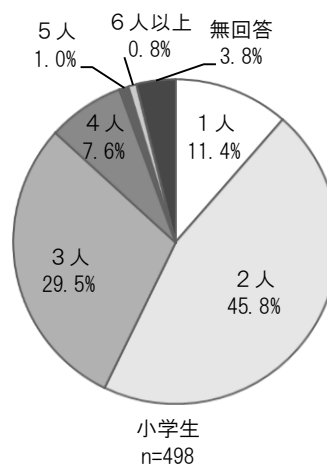
《H30 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

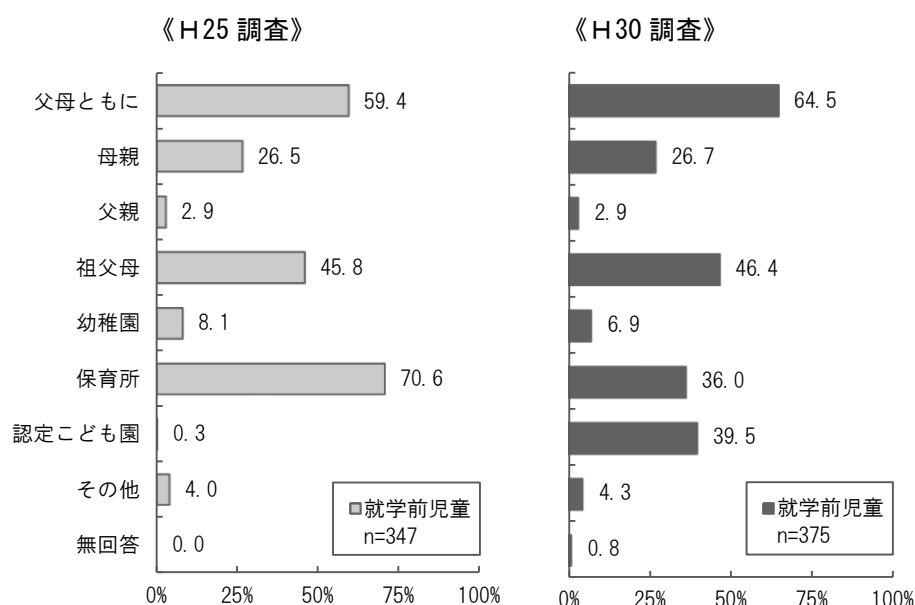




就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（64.5％）の割合が最も高く、次いで「祖父母」（46.4％）、「認定こども園」（39.5％）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「保育所」は70.6％から36.0％と34.6^{ポイント}低くなり、一方、「認定こども園」は0.3％から39.5％と39.2^{ポイント}高くなっています。

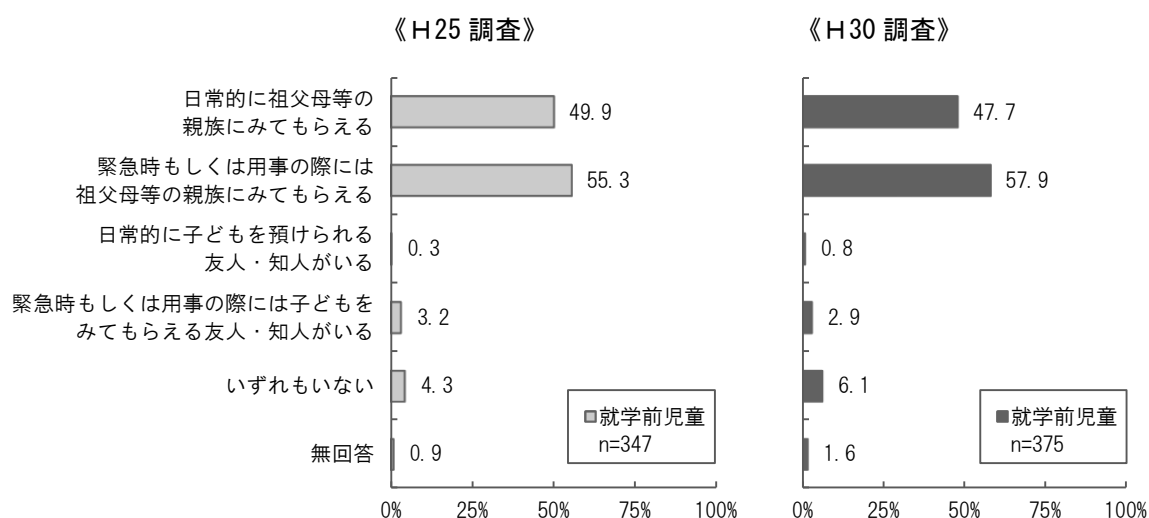
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査（H25）の4.3％から今回調査（H30）は6.1％と1.8^{ポイント}高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



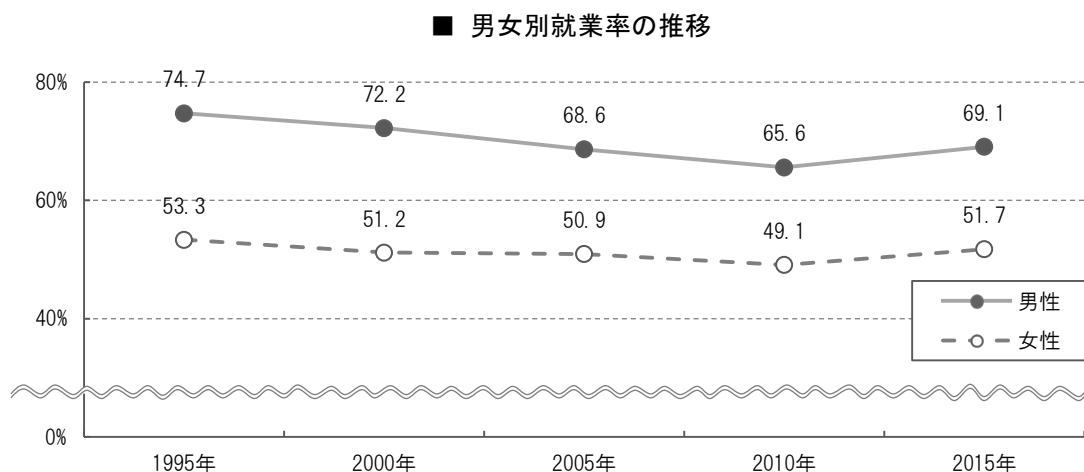
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

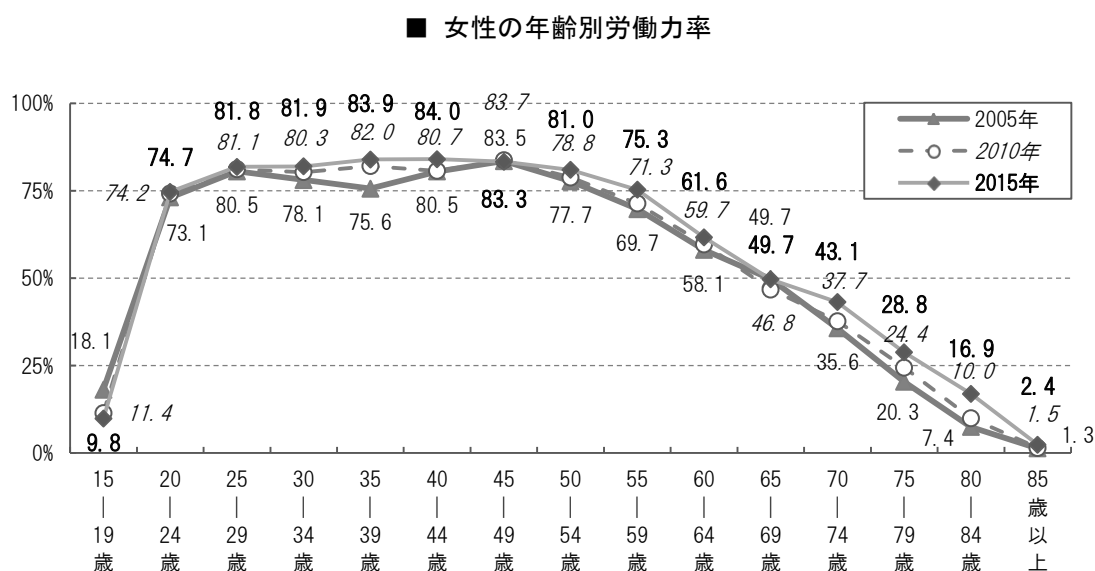
(1) 就業率の推移

当町の15歳以上の就業率をみると、男女ともに就業率は2010（平成22）年まで低下しています。その後、2015（平成27）年には男女ともに上昇しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2005（平成17年）年では25～29歳と45～49歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の2015（平成27）年のダブルピークは現れず、25～54歳で80%以上と高くなっています。



資料：国勢調査

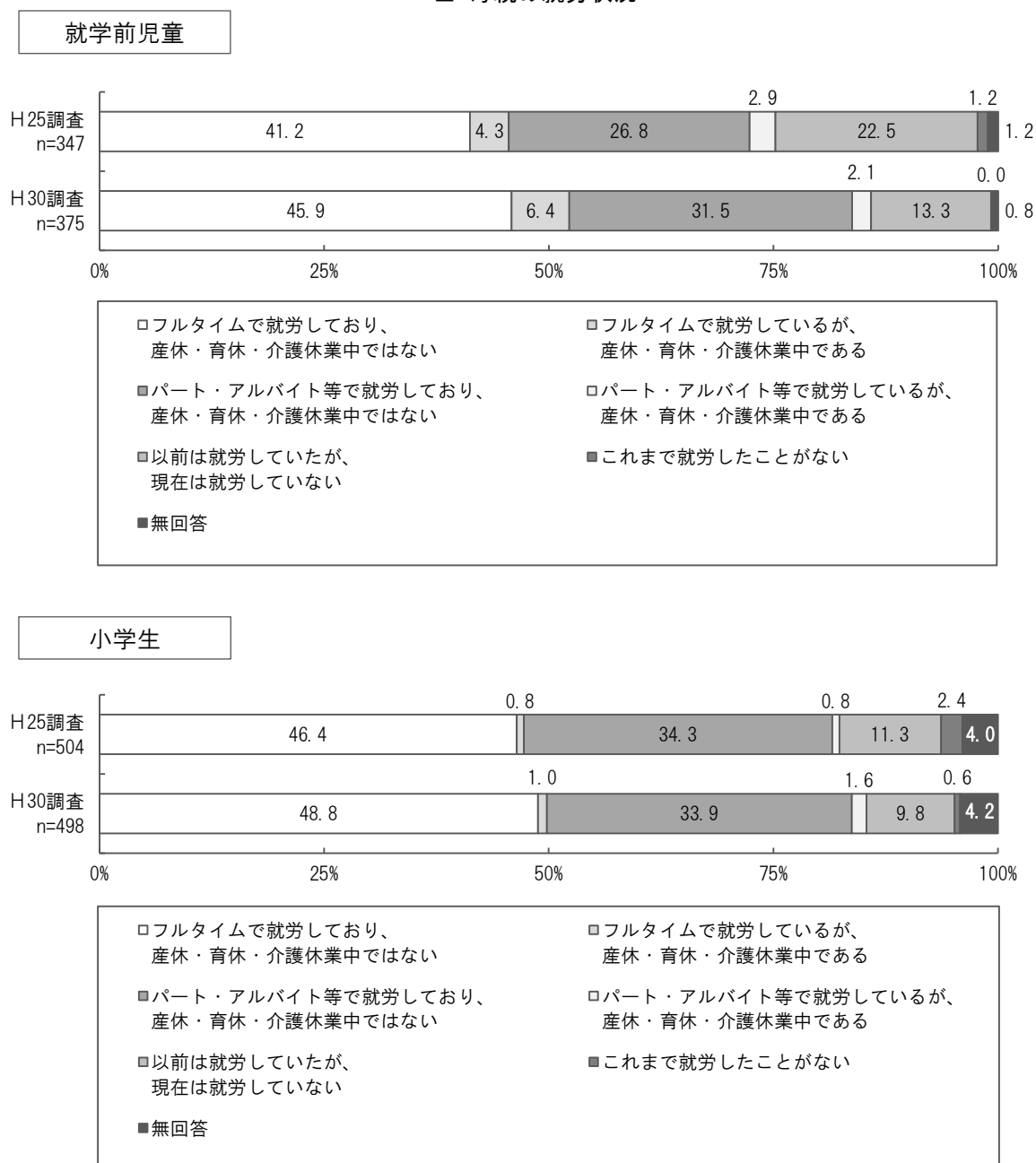


(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で85.9%、小学生で85.3%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で8.5%、小学生では2.6%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.7^{ポイント}、小学生では3.0^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では1.3^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



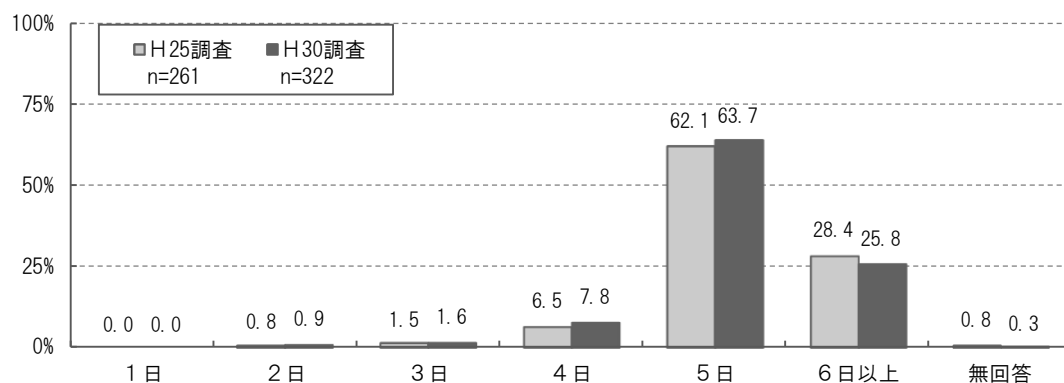


母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（63.7%・59.8%）の割合が最も高くなっています。

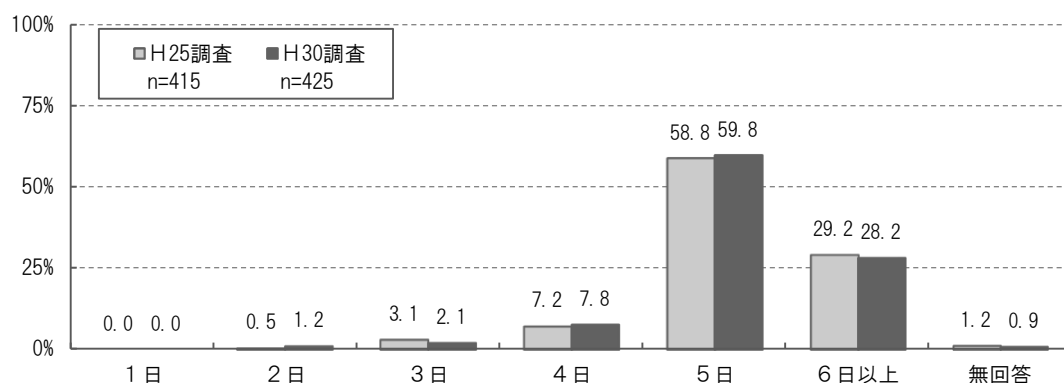
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに大きな変化はない状況です。

■ 母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童



小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

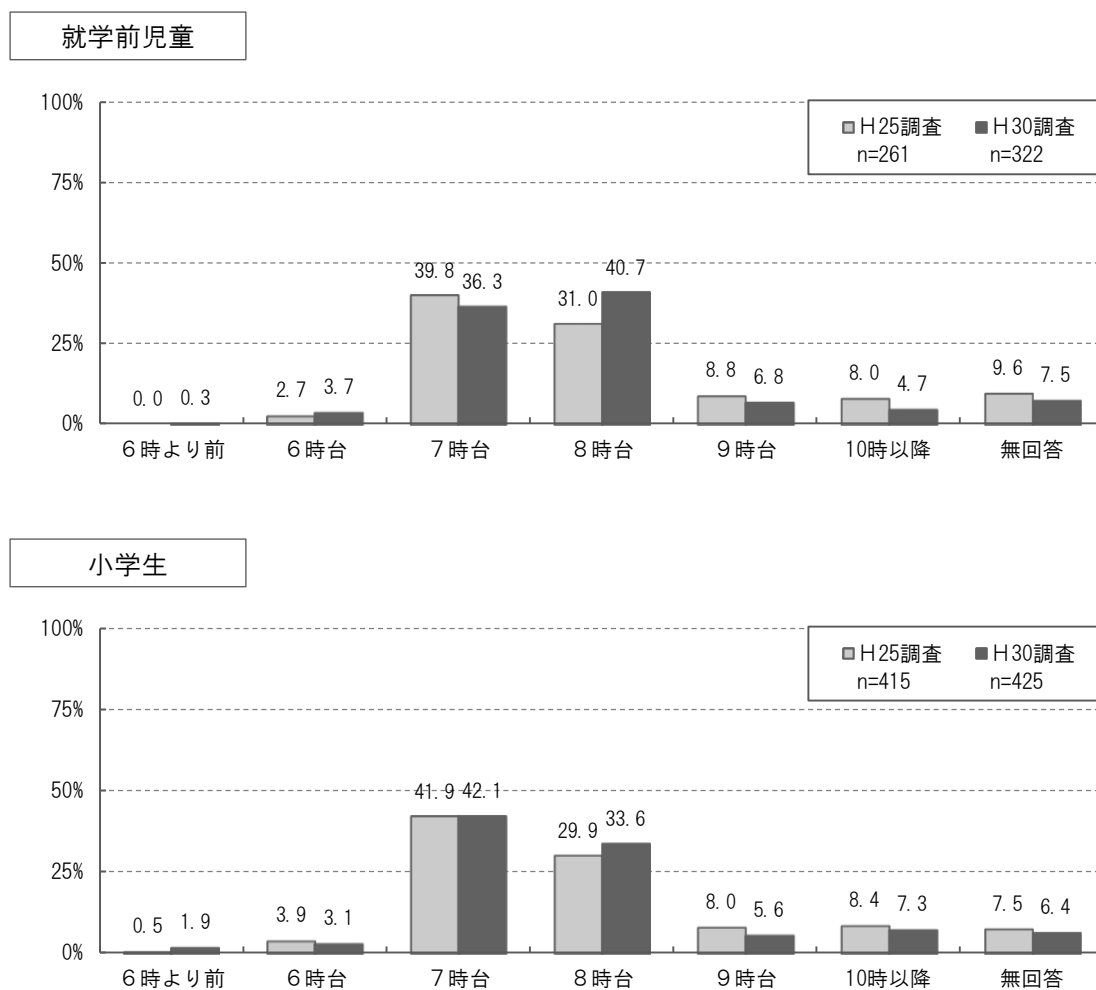




母親の出勤時間は、就学前児童では「8時台」（40.7％）の割合が最も高く、次いで「7時台」（36.3％）、小学生では「7時台」（42.1％）の割合が最も高く、次いで「8時台」（33.6％）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「7時台」に出勤する母親の割合は3.5^{ポイント}低く、一方「8時台」は9.7^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

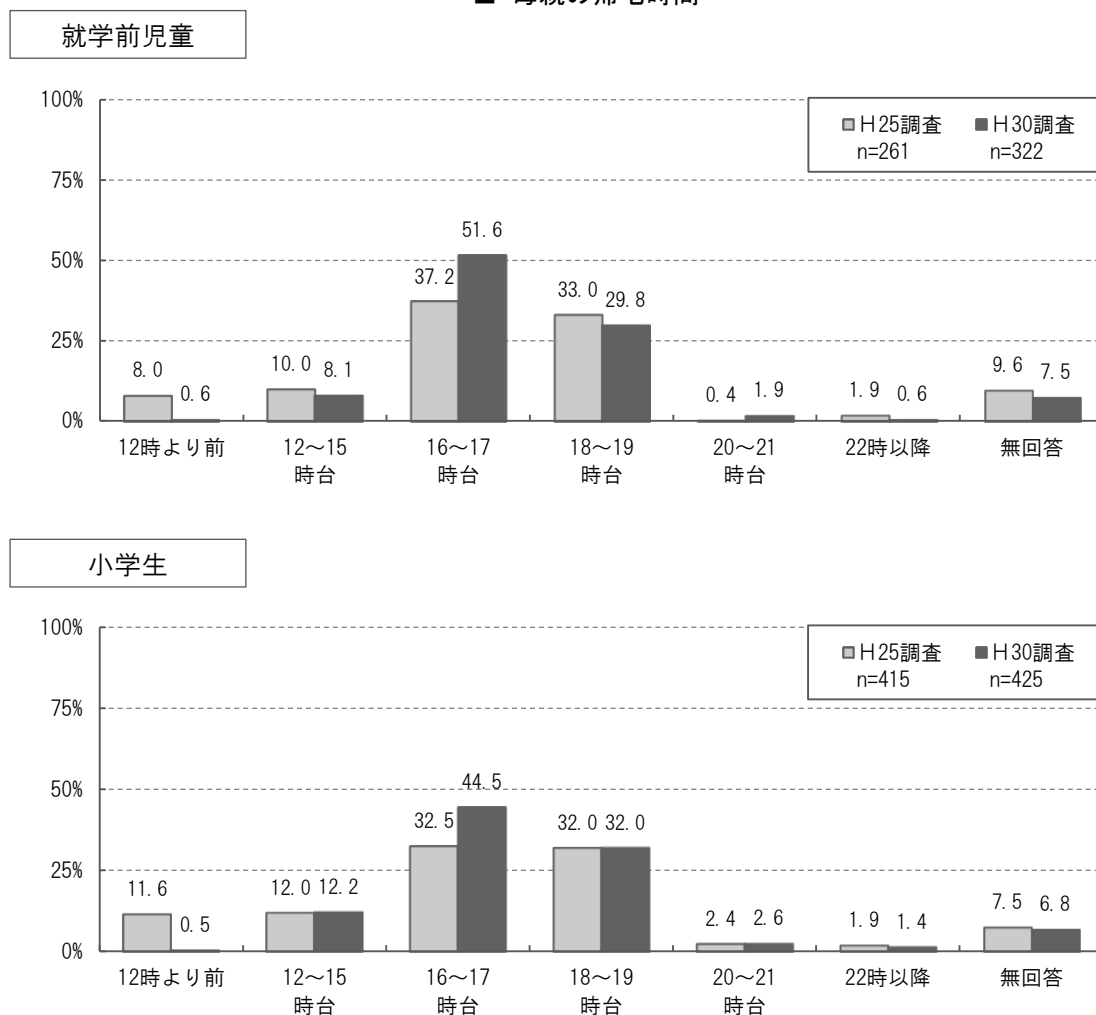




母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（51.6%・44.5%）の割合が最も高く、次いで「18～19時台」（29.8%・32.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「12時より前」に帰宅する母親の割合は低くなり、「16～17時台」の帰宅は10.0^{ポイント}以上高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

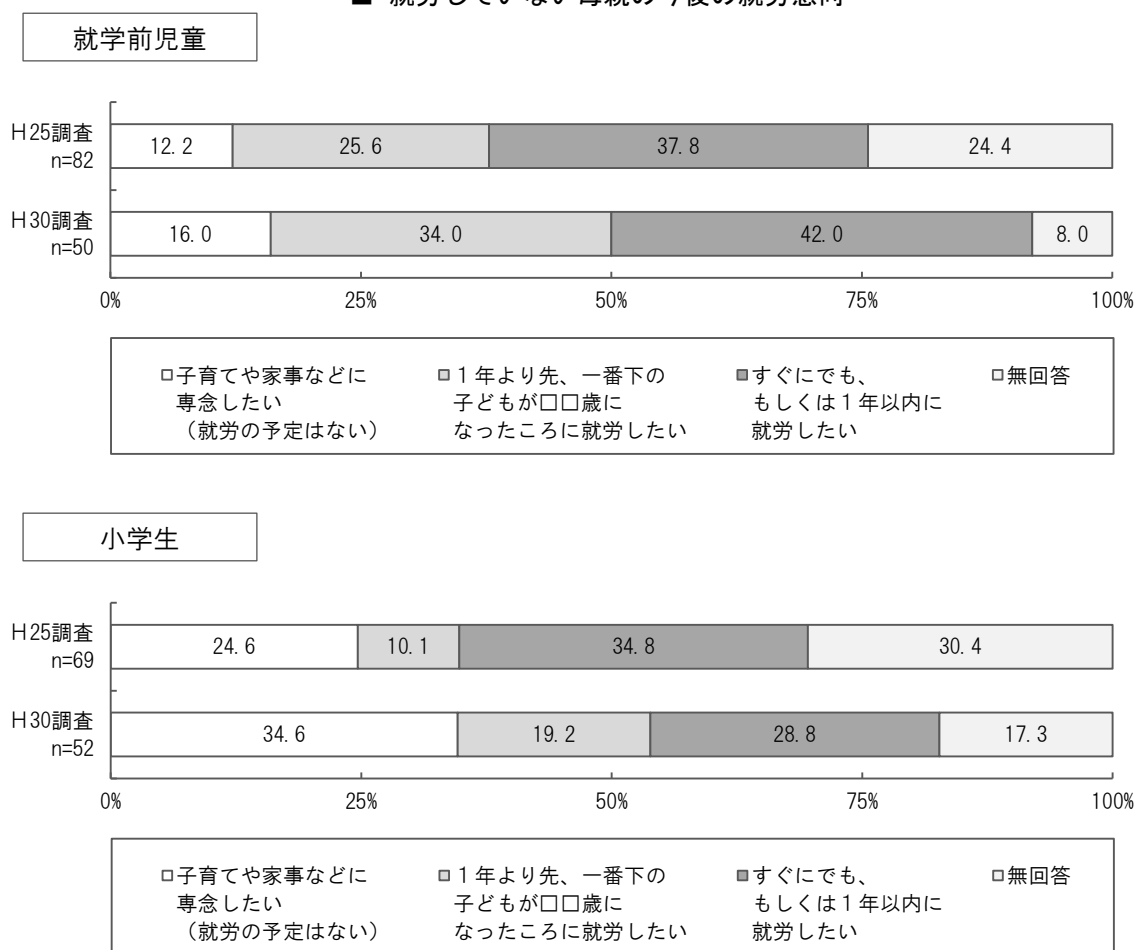




現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（42.0%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい」（34.6%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親の割合が4.2ポイント高くなっているものの、小学生では6.0ポイント低くなっています。また、小学生の母親は「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」割合が10.0ポイント高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向





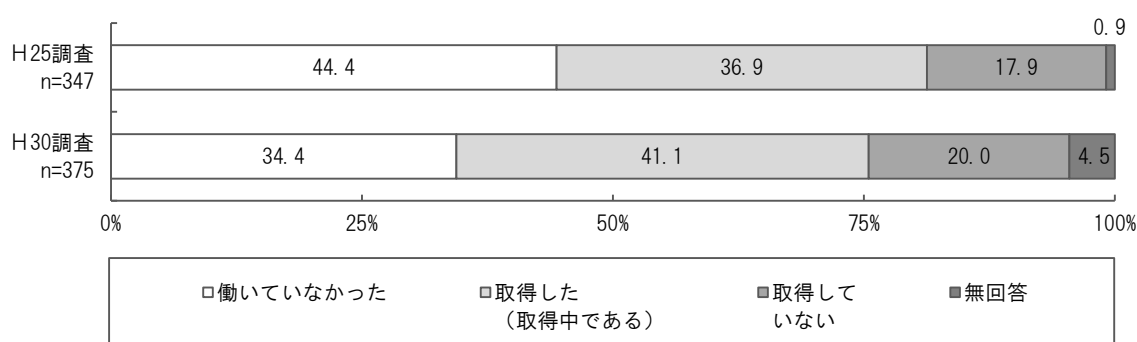
（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は41.1%、一方、父親は1.9%となっています。また、「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者における育児休業の取得割合をみると、母親は62.6%、父親は1.9%となっています。

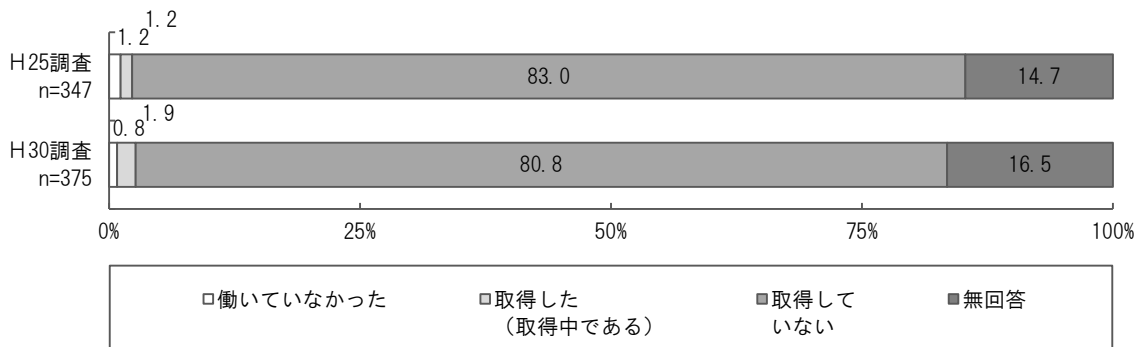
前回調査（H25）と比較すると、就労者における育児休業の取得割合は、母親では3.7^{ポイント}低くなり、一方、父親は0.7^{ポイント}高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童（父親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

【資料】

	H25 調査		H30 調査	
	母 親	父 親	母 親	父 親
取得した（取得中である）と回答した人数	128 人	4 人	154 人	7 人
就労者（「働いていなかった」の回答者を除く）における育児休業取得割合	66.3%	1.2%	62.6%	1.9%

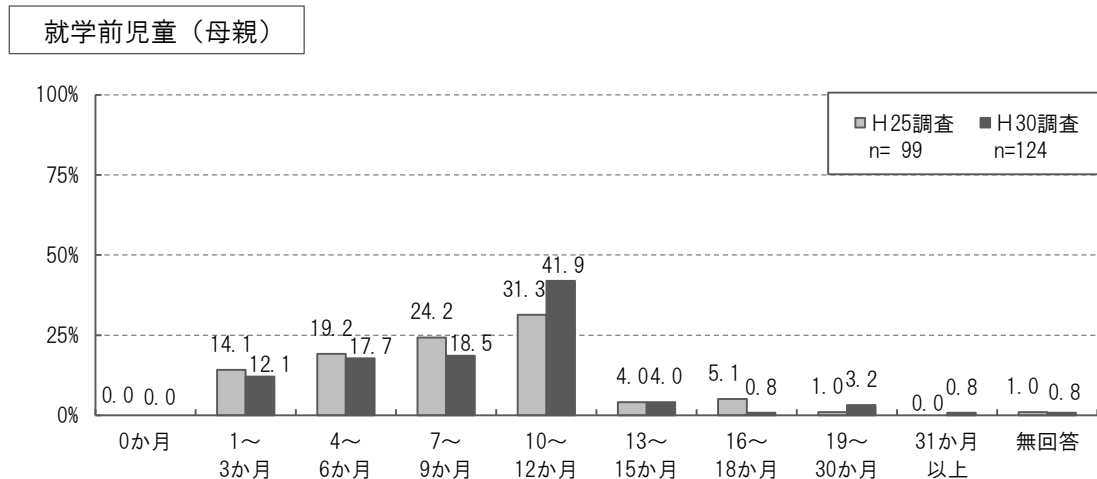




母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（41.9%）の割合が最も高く、次いで「7～9か月」（18.5%）、「4～6か月」（17.7%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「1～9か月」では前回の割合を下回るものの、「10～12か月」「19～30か月」で上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢

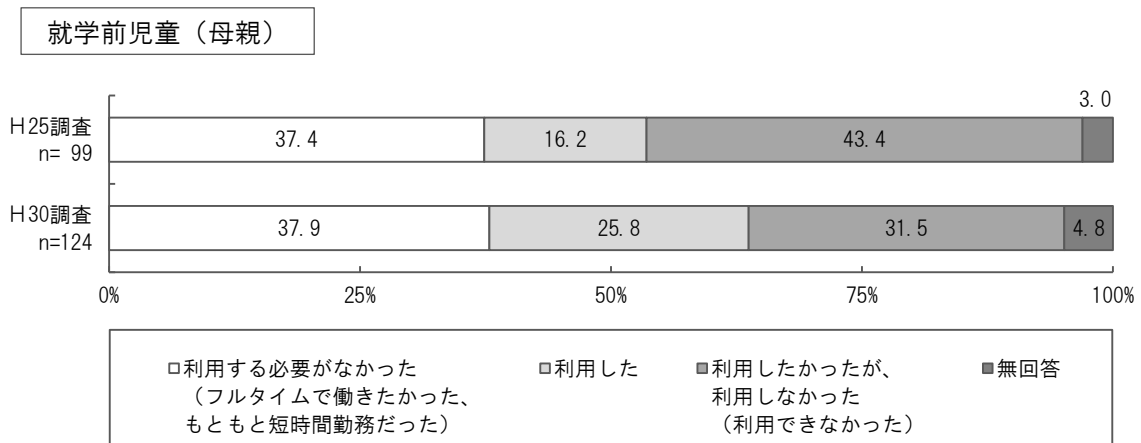


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は25.8%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、母親の割合は9.6^{ポイント}高くなり、また、「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親の割合は11.9^{ポイント}低くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

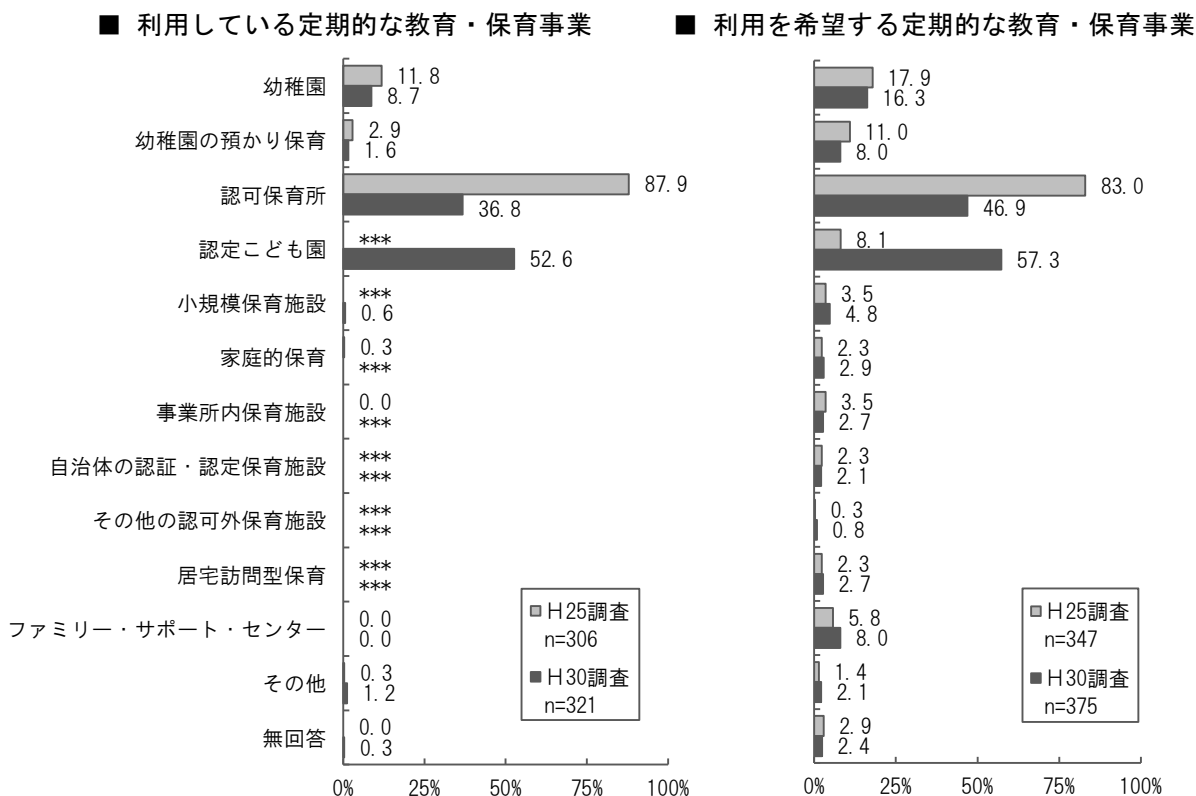
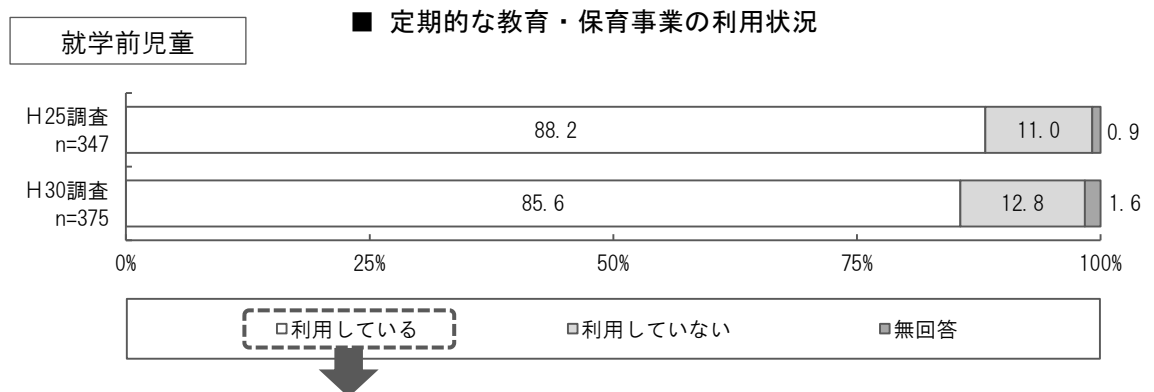


4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は85.6%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が52.6%、「認可保育所」が36.8%となっています。また、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」が57.3%、「認可保育所」が46.9%、「幼稚園」が16.3%となり、実際の利用状況を希望が上回っています。

前回調査（H25）と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は2.6ポイント低くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」や「幼稚園」から「認定こども園」に移行しています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

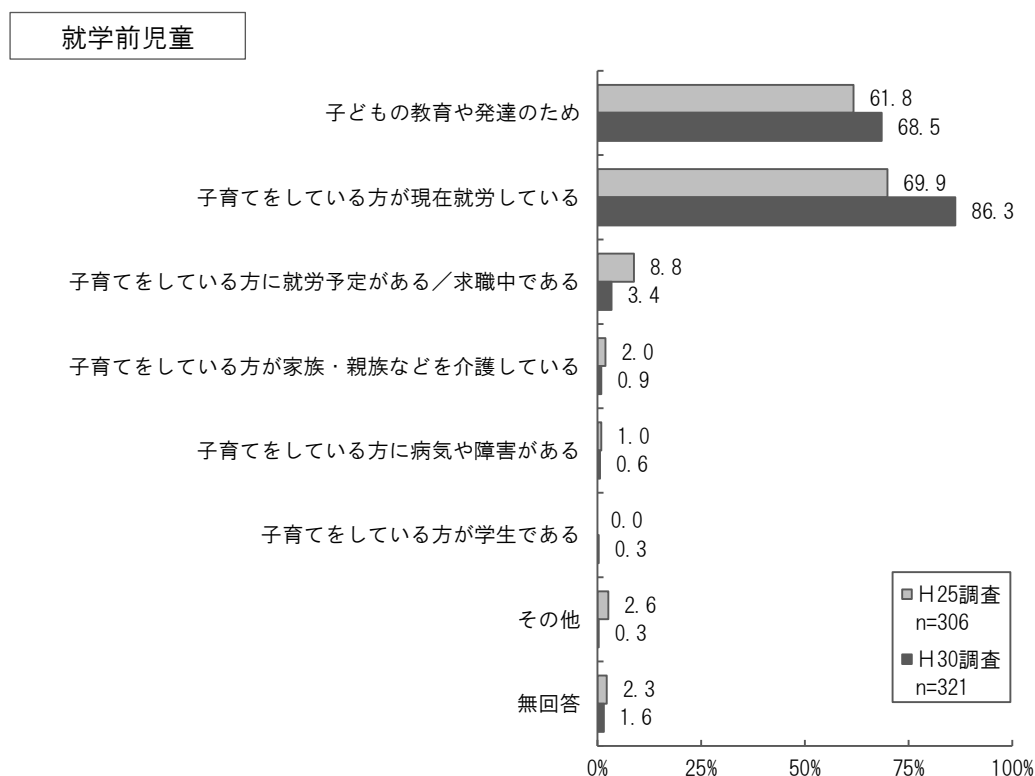


(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(86.3%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(68.5%)となっています。

前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、16.4^{ポイント}高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



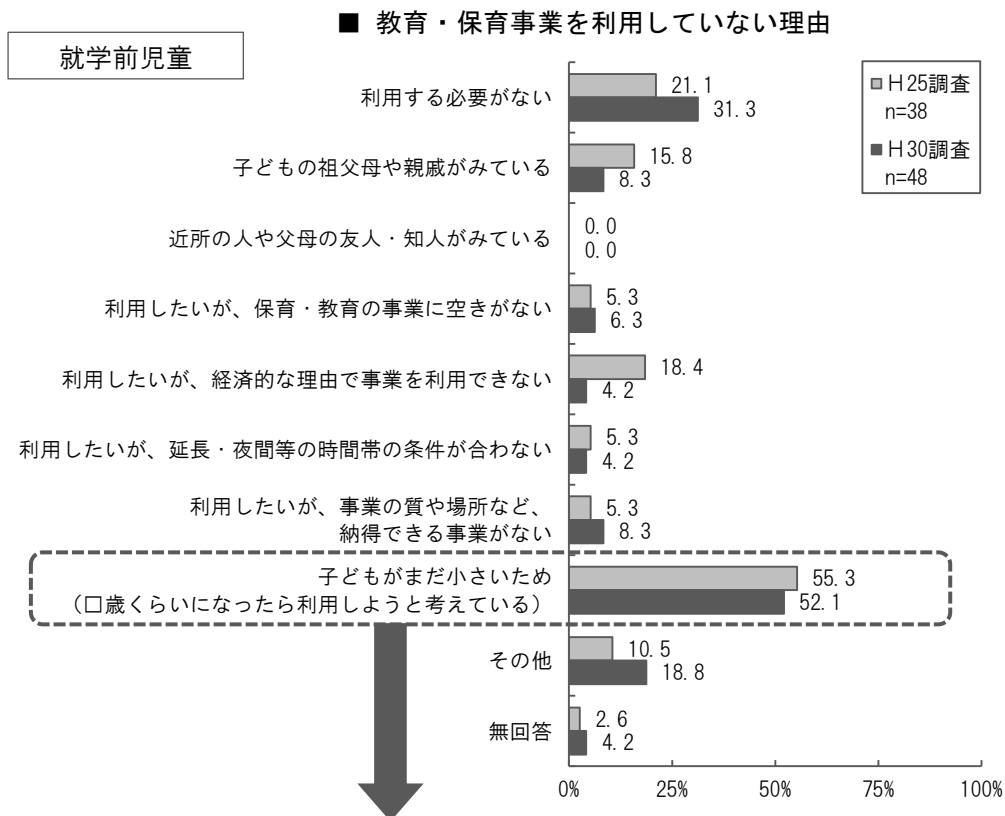
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



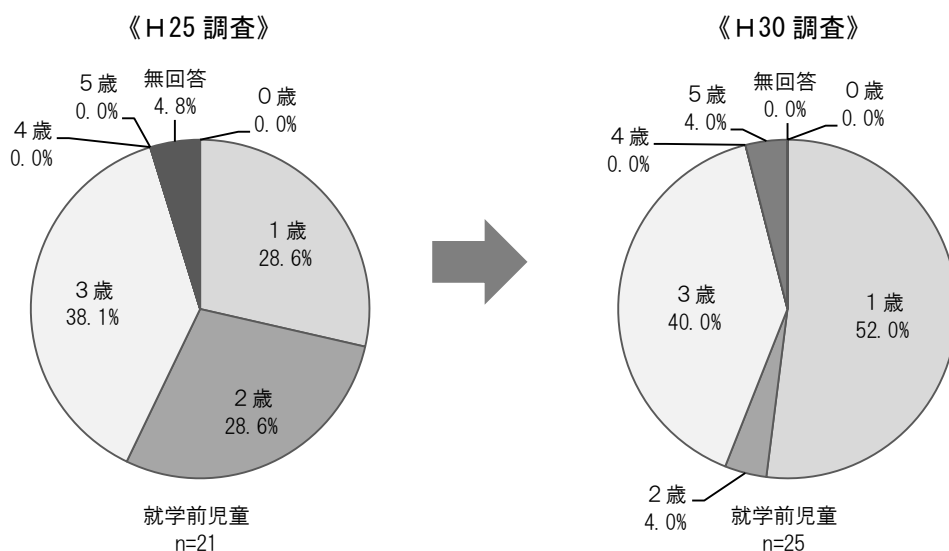


利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（52.1％）の割合が最も高く、次いで「利用する必要がある」（31.3％）となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方うち52.0％は、「1歳」での利用を希望しています。

前回調査（H25）と比較すると、「利用する必要がある」方が10.2^{ポイント}高くなっています。また、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方が14.2^{ポイント}低くなっています。



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





5 施策の進捗評価

第一期計画は、5つの基本目標と16施策72事業により構成され、その結果として「目標達成」は53事業（73.6%）、「推進できた」は10事業（13.9%）、「実施中である」が2事業（2.8%）、「未実施」が7事業（9.7%）という進捗評価となりました。

「目標達成」及び「推進できた」事業（A評価＋B評価の合計）は全事業のうち63事業（87.5%）となり、推進できている事業の割合は高い状況です。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	72	53	10	2	0	7
基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実	15	12	1	1	0	1
(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	3	2	1	0	0	0
(2) 子育て家庭の経済的負担の軽減	7	5	0	1	0	1
(3) 障害児への総合的な支援	5	5	0	0	0	0
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実	6	0	6	0	0	0
(1) 地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承	2	0	2	0	0	0
(2) 家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成	1	0	1	0	0	0
(3) 子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実	3	0	3	0	0	0
基本目標Ⅲ 充実した保育・教育の総合的な提供	18	11	0	1	0	6
(1) 質の高い幼児期の保育・教育基盤の確保	4	2	0	1	0	1
(2) 子どもの状況に対応した保育・教育の提供	10	5	0	0	0	5
(3) 保育士、幼稚園教諭の人材育成	2	2	0	0	0	0
(4) 留守家庭児童のための放課後の居場所の充実	2	2	0	0	0	0
基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開	24	21	3	0	0	0
(1) 安心して産み育てるための相談・支援の充実	7	5	2	0	0	0
(2) 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実	11	11	0	0	0	0
(3) 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進	6	5	1	0	0	0
基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり	9	9	0	0	0	0
(1) 安全・安心のまちづくりの確保	4	4	0	0	0	0
(2) 児童虐待防止に関する連携強化	2	2	0	0	0	0
(3) 子育て世帯用住宅の整備	3	3	0	0	0	0





6 当町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「鶴田町第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は85.6%、利用していない保護者は12.8%となっています。また、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童が85.9%、小学生が85.3%となっています。2013（平成25）年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で10.7^{ポイント}、小学生で3.0^{ポイント}増加しています。幼児教育・保育の無償化による影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の保護者の9割以上は子育てに関して周囲の協力者を得られています。祖父母等の親族にみてもらえるケースでもそのうち2割以上の保護者が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また日常のおよび緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいると回答した保護者は6.1%となっています。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者も3.7%となっており、公的な相談機関を活用してもらえるよう、周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後児童クラブ（サンシャインスクール）の充実

「サンシャインスクール」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の期間までの利用希望は就学前児童で71.9%、小学生で65.0%となり、小学校高学年の期間までは、就学前児童で42.2%、小学校で35.3%となり、子どもの放課後の安全な過ごし方として、一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。





課題4 地域子育て支援事業の利用促進

地域の子育て支援拠点事業の利用状況をみると、96.0%の保護者が利用していない状況です。今後の利用希望をみると、2割以上の保護者が「利用していないが利用したい」と回答していますが、約7割の保護者が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。地域の子育て支援拠点事業の利用者を増やすためには、利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者への利用勧奨の取り組みが必要となります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(49.3%)、「保険料免除」(29.6%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得又は取得中の母親は62.6%、父親は1.9%となっています。また、平成25年度の前回調査と比較すると、母親は3.7^{ポイント}減少し、父親は0.7^{ポイント}の微増に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は25.8%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間にすると給与が減額される」を上位にあげています。

以上の結果から、育児休業の取得状況は前回調査時から向上されていない状況がうかがえます。雇用及び経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるよう改善していく必要があります。



..... 第3章

計画の基本的な考え方

.....



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

当町では、これまで、第一期計画に基づき次代を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してきました。

本計画において、当町の子ども・子育て支援を推進するにあたり、子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育ての意義を踏まえつつ、町の第5次鶴田町総合計画「わー和・輪・私ー の町 ふるさとみらい計画」との整合性を図りながら、第一期計画の「健やかな 子どもの笑顔あふれるまち つるた」を町が目指すべき基本理念として継承します。

加えて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

健やかな 子どもの笑顔あふれるまち つるた





2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実

家事・育児をお互いに担うことのできる環境づくりに向けた取り組みと子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実

地域全体で子育てを支えていくために、地域の社会資源（人材・文化など）を活用した地域のネットワークづくりを推進し、子育てしやすい地域環境づくりの充実を図ります。

基本目標Ⅲ 充実した保育・教育の総合的な提供

地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況に関わらず、すべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供します。

基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、朝ごはんを中心とした規則正しい食生活の推進を図り、妊娠・出産から子どもの成長と発達を一貫した体系のもとに支援します。

基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり

子どもを安心して産み育てるための住環境、交通環境等の整備や交通安全教育や犯罪の未然防止、また、児童虐待防止に取り組みます。





3 施策の体系図

《基本理念》

健やかな
子どもの笑顔あふれるまち
つるた

基本
目標
Ⅰ

安心して子育て
支援体制の充実
できる

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

①大人の保育体験 ②育児講座等の開催 ③育児サークルへの活動支援

基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減

①乳児委託健康診査への補助 ②妊婦委託健康診査への補助
③妊婦歯科健康診査への補助【新規】 ④児童育成支援金
⑤乳幼児医療費給付事業 ⑥保育料軽減 ⑦子ども医療費給付事業【新規】
⑧奨学金制度 ⑨幼児教育・保育の無償化事業【新規】

基本施策3 障害児への総合的な支援

①相談支援機関の紹介啓発 ②障害児保育 ③乳児健康診査
④1歳6か月児健康診査 ⑤3歳児健康診査

基本
目標
Ⅱ

子育てしやすい
地域環境づくりの
充実

基本施策1 地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承

①学校・家庭・地域連携総合推進事業 ②家庭学習の推進

基本施策2 家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成

①園庭・校庭の開放利用

基本施策3 子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実

①小中校生、大人のふれあい体験 ②親子保育体験 ③公民館等の利用

基本
目標
Ⅲ

充実した保育・教育の
総合的な提供

基本施策1 質の高い幼児期の保育・教育基盤の確保

①幼保連携型認定こども園の推進 ②英語教育推進委員会の開催
③乳幼児期からの絵本の読み聞かせの推進

基本施策2 子どもの状況に対応した保育・教育の提供

①通常保育 ②延長保育 ③夜間保育 ④トワイライトステイ
⑤休日保育 ⑥一時預かり ⑦特定保育 ⑧ショートステイ
⑨病児・病後児保育 ⑩乳児保育

基本施策3 保育士、幼稚園教諭の人材育成

①保育士・幼稚園教諭勉強会
②有識者との協議・情報交換（子育てネットワーク）

基本施策4 留守家庭児童のための放課後の居場所の充実

①放課後児童クラブ ②学校等の空き室利用





《基本理念》

健やかな 子どもの笑顔あふれるまち つるた

基本目標Ⅳ

健やかな子育てに
朝ごはん運動の展開
に向けた支援と

基本施策1 安心して産み育てるための相談・支援の充実

- ①子育て支援センター ②子育て相談支援 ③子育てなんでも相談
- ④子育て相談日 ⑤妊婦及び産婦の喫煙予防 ⑥思春期教室
- ⑦思春期教室（喫煙予防教室）

基本施策2 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実

- ①親子リフレッシュタイム ②妊娠届出時面接 ③妊婦訪問指導
- ④乳児家庭全戸訪問 ⑤乳児健康診査
- ⑥7か月児健康相談（離乳食指導とお口のお手入れ）
- ⑦1歳6か月児健康診査 ⑧1歳6か月児歯科健康診査
- ⑨2歳6か月児歯科健康診査【新規】 ⑩3歳児健康診査
- ⑪3歳児歯科健康診査 ⑫むし歯0本児の表彰

基本施策3 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進

- ①育児教室 ②乳幼児期からの基本的な生活習慣形成のすすめ
- ③むし歯予防指導 ④子どもの食生活等状況調査
- ⑤児童生徒の調理実習（朝ごはん推進事業）

基本目標Ⅴ

安全・安心誰もが
笑顔のまちづくり

基本施策1 安全・安心のまちづくりの確保

- ①安全ネットワーク ②安全パトロール ③子どもの安全教室
- ④安全・安心な遊び場の整備

基本施策2 児童虐待防止に関する連携強化

- ①相談支援機関の紹介啓発 ②鶴田町要保護児童対策地域協議会

基本施策3 子育て世帯用住宅の整備

- ①広報誌での情報提供 ②子育て支援センターの広報活動
- ③ホームページ情報整備

子どもの貧困対策

（1）教育の支援

- ①就学援助 ②幼児教育・保育の無償化 ③放課後子ども教室推進事業
- ・・・等

（2）生活の安定に資するための支援

- ①ひとり親家庭等医療費助成事業 ②乳児健康診査
- ③妊婦委託健康診査への補助
- ・・・等

（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ①ひとり親家庭等就業・生活支援事業 ②延長保育促進事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ・・・等

（4）経済的支援

- ①生活保護 ②児童扶養手当 ③生活困窮者自立相談支援事業
- ・・・等



..... 第4章

子育てに関する施策の展開

.....



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

当町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく当町に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、当町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターに関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実





第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各推進施策での施策評価指標 ◆

「A」：目標達成

「B」：推進できた

「C」：実施中である

「D」：実施したが見直しが必要

「E」：未実施





基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実

現状と課題

- 都市化・核家族化の進展に伴い、地域の連帯感も希薄化しつつある中で、地域社会から孤立し、相談する相手もなく、家庭の中でひとり子育ての不安を抱えている親が、乳幼児を育児する専業主婦家庭などで増えています。母親の育児不安の軽減や地域社会からの孤立を防ぐために、妊娠中から必要な知識の習得や仲間づくりが必要です。
- 晩婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇する傾向にあります。このため、安心して出産し健やかに育てることができるよう、健康診査や健康指導など、妊産婦や乳幼児に対する保健サービスの充実を図ることが必要です。
- 長期化する景気の低迷やそれらに伴う雇用不安が広まる中、教育費などの子育てに要する費用の増大は、子育て家庭にとって負担感が強まっています。
- 両親のいる家庭、ひとり親家庭、虐待に遭った子どもを養育している家庭、障害のある子どもを育てている家庭など、すべての子どもとその子どもを育てている家庭・施設に対して必要な人・技術・もの・情報が届くようなシステムの構築が必要です。

今後の方策

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

- 男女を問わず、自分の子どもが初めて抱っこする赤ちゃんというケースが増えています。赤ちゃんに接する機会を持てずに育った男女が妊娠・出産・育児に対し戸惑いを感じることは無理からぬことです。子どもの頃の体験や出会いは、対人関係のあり方を学習する機会でもあり、子どもが成長する過程において重要な役割を担っており、子どもが赤ちゃんに触れ合う体験は命の尊さを理解し、いたわり育む心の芽生えにもつながります。少子化に伴い、身近に赤ちゃんがいる環境も少ない状況にあることから、育児講座等を開催し、子育てに戸惑う若者を支援します。
- 子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりを目指して、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①大人の保育体験	鶴田町子育て支援センターで、父母、祖父母等を対象として実施しています。毎月の誕生会に招待し、給食等の体験を行っています。	B	鶴田町子育て支援センター
②育児講座等の開催	育児に関する講座を開催しています。	A	鶴田町子育て支援センター





事業名	内容	第一期 評価	担当課
③育児サークルへの活動支援	・育児サークル「スマイルズ」 楽器の演奏に興味のある方々が集い結成されたサークルです。つるた乳幼児園「にじのホール」で毎月第1月曜日6時から全体練習を行い活動しています。	A	鶴田町子育て支援センター

基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減

○諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、県等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①乳児委託健康診査への補助	乳児委託健康診査の受診票を1回分交付しています。さらに精密検査が必要な乳児には受診票を交付しています。	A	健康保険課
②妊婦委託健康診査への補助	妊婦委託健康診査の受診票を14回分交付しています。さらに多胎妊婦には7回分を追加交付しています。	A	健康保険課
③妊婦歯科健康診査への補助【新規】	2015（平成27）年度3月から妊婦委託歯科健康診査の受診票を1回交付しています。	A	健康保険課
④児童育成支援金	第3子以降に以下のとおり支給しています。 ・誕生のとき ----- 誕生祝金30万円 ・3歳に達したとき - 健やか祝金10万円 ・小学校入学 ----- 入学祝金20万円 ・中学校入学 ----- 入学祝金20万円 ・中学校卒業 ----- 卒業祝金20万円 2018（平成30）年度は76件、1500万円を支給しました。	A	町民生活課
⑤乳幼児医療費給付事業	0歳から就学前児童を対象に入院・通院の医療費を給付しています。	A	町民生活課
⑥保育料軽減	第3子以降の3歳未満児の保育料を青森県及び鶴田町保育料軽減事業にて軽減しています。	A	町民生活課
⑦子ども医療費給付事業【新規】	2015（平成27）年度から小学生児童を対象に入院・通院の医療費を給付しています。	A	町民生活課
⑧奨学金制度	鶴田町奨学金貸与基金を設置しています。高等学校・高等専門学校・短期大学・大学に入学及び在学中の者に対して、1人につき月額30,000円の範囲内で貸与しています。	C	教育委員会
⑨幼児教育・保育の無償化事業【新規】	2019（令和元）年10月から3歳～5歳児クラスのすべての子ども及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスの子どもの利用料について、無償化を実施しています。	—	町民生活課





基本施策3 障害児への総合的な支援

○乳幼児期の健診時に発育障害等の早期発見や保健師による相談支援を実施し、障害児保育や障害児施設への入所支援などに努めます。

○就学前には、保護者や専門家からの意見を参考に教育支援委員会を設置し、適切な就学支援に加え、必要に応じた障害福祉サービスなど総合的に提供できる体制を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①相談支援機関の紹介 啓発	乳幼児の発育・発達障害等に関する相談に応じ、相談支援機関の紹介をします。	A	健康保険課
②障害児保育	現在つるた乳幼児園1か所にて実施しています。 当町の障害児保育事業は、保育の必要がある中程度及び軽度の心身障害児を対象としています。具体的に対象となる児童はおおむね4歳以上の知的障害児、身体障害児等で1か所あたり2名以上、定員の1割程度を限度としています。	A	町民生活課
③乳児健康診査	毎月、4か月児・10か月児の小児科診察、身体計測、発達確認と育児相談を行っています。	A	健康保険課
④1歳6か月児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、心理士・栄養士・保健師等による相談支援を実施しています。 未受診児に対しては、保護者への連絡を行い、保育所訪問等で発達確認を行っています。	A	健康保険課
⑤3歳児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、尿検査、聴覚検査、心理士・栄養士・保健師等による相談支援を実施しています。 健康診査を通じて、幼児期における心身障害の早期発見・早期対応と育児不安の軽減を図るための援助を行います。 未受診児に対しては、保護者への連絡を行い、保育所訪問等で発達確認を行っています。	A	健康保険課





基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実

現状と課題

○人と人とのコミュニケーションが希薄になり「引きこもり」など、対人関係をうまく築けない人も増えているようです。

○子どもたちが豊かな心を育み成長していくためには、家庭教育や学校教育ばかりではなく、地域における交流活動の促進や、住民の自主的活動による地域の子育て機能の向上を図っていくことが必要です。地域では、誰彼なく子育てを支援し、明日の子育てを担う人材の育成にも力を入れ、社会全体で子育てをするまちづくりが望まれます。

今後の方策

基本施策1 地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承

○地域の子育て支援サークルや各団体の研修の場の確保、ネットワークの構築を図り、子育てしやすい地域環境の整備に努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①学校・家庭・地域連携総合推進事業	「学校・家庭・地域社会が密接に連携をとり、地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成・非行防止活動の運営母体となって諸事業を推進し、うるおいのある豊かな心をもった青少年の育成に資する」ことを目的として設置された地域活動協議会です。鶴田・菖蒲川・梅沢・胡桃館・富士見・水元中央の6つの地区協議会でそれぞれ、学校でのクリーン活動（ごみ拾い・清掃）、異世代間交流、郷土文化伝承活動等などを実施しています。	B	学校・家庭・地域連携総合推進会議（教育委員会）
②家庭学習の推進	保護者自身が教育へ関心を持ち、子どもの家庭学習への関わりを持つようにしていきます。	B	教育委員会





基本施策2 家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成

○子どもたちを家庭・学校・地域の力で守り育てる環境づくりに努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①園庭・校庭の開放利用	学校事業に影響のない限り、校長の権限により校庭が開放されています。 保育所（園）の運動会は、校庭や体育館が利用されています。 学校と学校協議会が連携して、地域の方から昔の遊びを伝承していただく「親子ふれあい3世代まつり」を教室で実施しています。 体育館で保護者によるチャリティバザーを開催しています。	B	教育委員会

基本施策3 子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実

○乳幼児の子育て期の孤立化を解消するためにも、様々な機会を通して、子育て中の親たちの友だちづくりを積極的に支援していくことが求められています。また、こうしたサークル同士が広く連携をとって、共に子育てを楽しめる関係づくりをサポートしていくことが望めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①小中校生、大人のふれあい体験	鶴田町子育て支援センターで毎週土曜日、午前中に実施しています。 子どもたちと遊んだり、生活援助（おむつ交換、授乳、食事の世話等）を体験します。	B	鶴田町子育て支援センター
②親子保育体験	近所に同年齢の子どもがいない、遊ぶ場所がないといった方等を対象に、親子で同じグループの中に入って遊べる、親子保育体験を実施しています。 ・妊婦・乳児（0歳児）親子保育体験 毎月第3火曜日、午前9時30分～11時 ・幼児（1～5歳児）親子保育体験 休日を除く毎日、 午前9時30分～11時30分	B	鶴田町子育て支援センター
③公民館等の利用	公民館は、①子ども会活動の一環として行うジュニアリーダーの研修や、②図書室として利用されています。	B	教育委員会





基本目標Ⅲ 充実した保育・教育の総合的な提供

現状と課題

○核家族化が進み、身近に子育ての協力者がいない現状では、専業主婦の家庭において、子育ての負担が女性にのみ重くのしかかり、共働き家庭でも、「仕事と家庭の両立」はもっぱら女性の課題となり、「夫は仕事に専念」といった状況にあります。当町の祖父母と同居する世帯の割合は全国平均よりも高いものの、農業に従事する世帯が多く、祖父母も働いている状況にあります。

○子育てを楽しむ時間が確保できるよう、多様で弾力的な保育サービスの量と質の充実を図るとともに、男性も子育てに目を向け、家族全体が協力し合って子育てをする意識を広めていきます。

今後の方策

基本施策1 質の高い幼児期の保育・教育基盤の確保

○幼児期の保育・教育を一体的に提供する認定こども園の推進を図り、幼児期における保育・学校教育の充実や家庭・地域の教育力の向上に向けた取り組みに努めます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
①幼保連携型認定こども園の推進	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を推進しています。	A	町民生活課
②英語教育推進委員会の開催	各小学校の教諭により、英語教育について研究をしています。	C	教育委員会
③乳幼児期からの絵本の読み聞かせの推進	誕生証書交付時に保護者と乳児に絵本の読み聞かせを行い、誕生証書交付式と、3歳児健診時に絵本配布を行っています。	A	健康保険課

基本施策2 子どもの状況に対応した保育・教育の提供

○保健福祉や生涯学習・スポーツ、まちづくりなど、町内のあらゆる分野の施設や組織の積極的な子ども・子育て支援を促進し、地域の子育て機能の強化を図ります。

○仕事と子育ての両立支援や多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の整備・充実を図ります。また、個別化、多様化している保育ニーズに対応するため、通常保育のみならず、休日・延長・一時保育の充実を図ります。

事業名	内容	第一期評価	担当課
①通常保育	認定こども園・保育所（園）は6か所（私立6）です。開所時間：7時～18時	A	町民生活課
②延長保育	認定こども園・保育所（園）6か所にて実施しています。うち、5か所が18時から19時まで、1か所が18時から20時まで保育を行っています。	A	町民生活課





事業名	内容	第一期 評価	担当課
③夜間保育	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	町民生活課
④トワイライトステイ	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	町民生活課
⑤休日保育	認定こども園・保育所（園）4か所にて実施しています。	A	町民生活課
⑥一時預かり	幼稚園型は幼稚園及び認定こども園3か所にて、一般型は認定こども園1か所にて実施しています。	A	町民生活課
⑦特定保育	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	町民生活課
⑧ショートステイ	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	町民生活課
⑨病児・病後児保育	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	町民生活課
⑩乳児保育	認定こども園・保育所（園）6か所すべてで実施しています。	A	町民生活課

基本施策3 保育士、幼稚園教諭の人材育成

○地域で子どもに関わりながら、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めるとともに、携わる方たちが、子どもを取り巻くサービス環境の変化にも対応できるよう、情報交換や知識の向上への取り組みを進めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①保育士・幼稚園教諭勉強会	鶴田町保育連絡協議会開催の勉強会を年2～3回実施しています。	A	鶴田町保育連絡協議会
②有識者との協議・情報交換（子育てネットワーク）	子育てに関する地域の協調、情報交換について「青森県子育て支援センター協議会」へ参加しています。	A	鶴田町子育て支援センター

基本施策4 留守家庭児童のための放課後の居場所の充実

○夫婦共働き世帯の増加により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の放課後児童対策が重要な課題となっています。放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのために、放課後児童対策の充実に努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①放課後児童クラブ	すべての小学校区6か所のほかに、鶴田小学校区に公民館クラブを加え、7か所で実施し、2015（平成27）年度からは、豊明館クラブを増やして、8か所にて実施しています。	A	教育委員会
②学校等の空き室利用	小学校が休校の土曜日に、町内の6小学校と鶴田町公民館・豊明館の2か所で「放課後子ども教室」を開催しています。	A	教育委員会





基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開

現状と課題

- 子どもの健康を守るため、当町では朝ごはん条例を制定し「ごはん」を中心とした食生活と早寝・早起き運動を推進し、規則正しい生活習慣の促進を図ることで健康な子どもの育成に努めています。
- 学校給食等においては、米飯を中心とし、地場産品を積極的に使用した学校給食を実施していますが、朝ごはん運動の要は家庭にあるため、家族みんなで朝ごはん運動に取り組み、規則正しい生活を身につけることが重要であり、より一層の啓発運動が必要です。
- 安心して子どもを産み育てるための相談・支援等は、国・県と連携しながら体制の整備を図り、各種健康診査については、対象者が利用しやすいものとし、健康診査受診後のフォロー体制の充実に努めることが望まれます。

今後の方策

基本施策1 安心して産み育てるための相談・支援の充実

- 子育ての不安やちょっとした相談事に気軽に応じ、子どもや子育てに関するあらゆる相談に対し、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①子育て支援センター	つるた乳幼児園1か所で実施しています。地域の子育て拠点としての役割を担い、様々な子育てに関する支援の取り組みを行っています。	A	町民生活課
②子育て相談支援	各種相談サービスは、多様な主体により専門化されて提供されるため、町民にわかりやすく、福祉・保健・教育各セクションによる迅速な相談体制を整備します。	A	関係各課
③子育てなんでも相談	子育てに関する知識・技術・情報の提供を行うため、電話、面接、訪問、出張（町の乳幼児健診日）相談を実施しています。	A	鶴田町子育て支援センター
④子育て相談日	子育てなんでも相談の内容で、専門家のアドバイスが必要なケースを対象として、毎月第4土曜日に実施しています。	B	鶴田町子育て支援センター
⑤妊婦及び産婦の喫煙予防	妊婦及び同居家族の喫煙は未熟児出生のみならず、次世代の子どもたちに与える影響は大きいものです。副流煙による健康被害はもとより、喫煙行動を見て育つためタバコを受け入れられやすくなっていると考えられます。 まずは、妊娠期から産後の再喫煙に至る経緯の実態調査をし、研修や話し合い等で対策を検討し、実践していきます。	B	健康保険課





事業名	内容	第一期 評価	担当課
⑥思春期教室	中学3年生を対象に、産婦人科医による講演会を年1回実施しています。	A	健康保険課
⑦思春期教室 (喫煙予防教室)	中学1年生を対象に成長期に影響を及ぼす喫煙の影響などについて知識を高めるために、医師による講演会を年1回実施しています。	A	健康保険課

基本施策2 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実

○妊娠期の母親の健康状況は胎児への影響も大きいため、その確保が非常に重要となります。妊娠期から出産・育児期まで、継続した支援体制の整備が必要です。また、各種健康診査の未受診者に対する受診奨励等の対応や、健診後のフォローアップ体制の整備にも取り組みます。

○成長期の子どもには、健康的な心と体づくりの啓発を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①親子リフレッシュ タイム	毎月、乳児健康診査当日の午前中（午前10時～11時30分）に、親子でリフレッシュできるイベント等を開催しています。	A	鶴田町子育て 支援センター
②妊娠届出時面接	妊娠届出時、母子手帳等の交付後個別相談を実施しています。 内容は、主に届出時の体調や妊娠中の体の変化、栄養指導の他に、母乳栄養の勧め、各受診票の説明、保健師活用の勧め等を行います。 最近は妊婦の喫煙率の高さが新たな課題としてあげられています。妊娠がわかって一時禁煙した方も産後に再喫煙するケースが多いため、妊娠をきっかけとする禁煙に向けた動機づけの対策を検討します。	A	健康保険課
③妊婦訪問指導	妊婦訪問は、病院から連絡があった場合、妊婦自身から相談依頼があった場合に訪問して、相談・指導を行います。	A	健康保険課
④乳児家庭全戸訪問	乳児及び産婦訪問は保健師と子育て家族との信頼関係を深め、その後の支援関係につながる、効果的な手段となっています。	A	健康保険課
⑤乳児健康診査	毎月、4か月児・10か月児の小児科診察、身体計測、発達確認と育児相談、離乳食指導を行っています。	A	健康保険課





事業名	内容	第一期 評価	担当課
⑥ 7 か月児健康相談 (離乳食指導とお口のお手入れ)	毎月1回開催しています。 当町では現在、4 か月児と10 か月児を対象として乳児健康診査を実施しています。 離乳食は5 か月から開始するため、4 か月の時点では保護者にとって現実的ではなく、10 か月の時点では、離乳食が2 回食から3 回食に進もうとする段階に入っているため、小児期からの食の重要性を説く健康教育としては必ずしも有効的であるとは言えません。そこで、身体測定・発達確認・育児相談を行った後、7 か月児を対象として離乳食試食と、その後のお口の手入れを実践しています。	A	健康保険課
⑦ 1 歳 6 か月児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、心理士・栄養士・保健師等による相談支援を実施しています。 未受診児に対しては、保護者への連絡を行い、保育所訪問等で発達確認を行っています。	A	健康保険課
⑧ 1 歳 6 か月児歯科健康診査	1 歳 6 か月児健康診査の際に、歯科医師による診察と指導を行います。 この時点でのむし歯罹患率が非常に高くなっています。青森県の罹患率は全国的に高く、その中でも当町は上位に属しています。10 か月児健康診査の際は、歯科衛生士による健康教育を実施していますが、1 年も経たないうちに罹患していることから原因究明と対策を図っていきます。2015 (平成27) 年度からフッ化物歯面塗布を実施しています。	A	健康保険課
⑨ 2 歳 6 か月児歯科診査 【新規】	2015 (平成27) 年度から2 歳 6 か月児歯科健康診査を実施しています。歯科医師による診察と歯科衛生士によるむし歯予防の個別指導とフッ素塗布を実施しています。	A	健康保険課
⑩ 3 歳児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、尿検査、聴覚検査、心理士・栄養士・保健師等による相談支援を実施しています。 健康診査を通じて、幼児期における心身障害の早期発見・早期対応と育児不安の軽減を図るための援助を行います。 未受診児に対しては、保護者への連絡を行い、保育所訪問等で発達確認を行っています。	A	健康保険課
⑪ 3 歳児歯科健康診査	3 歳児健康診査の際に、歯科医師による診察と指導を行います。 幼児期におけるむし歯予防と併せ、生活習慣の自立に向けた指導を行います。2015 (平成27) 年度からフッ化物歯面塗布を実施しています。	A	健康保険課
⑫ むし歯0 本児の表彰	3 歳児健康診査でむし歯がなかった子どもに対し、翌年の健康まつりで表彰をしています。 表彰式当日は出席率も高く、家族で楽しんでいる様子が見られます。また町長から表彰状と記念品の授与もあることから、この表彰状を目指してお口の手入れに励んでいる保護者もあり、効果が期待されます。	A	健康保険課





基本施策3 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進

○早寝、早起き、朝ごはん運動を基本に、正しい食生活習慣を身につけることでの生活習慣病の予防を図ります。

○学校給食を通して食育の推進と「食」の大切さの啓蒙を図ります。

○子どもたちの食生活についての状況調査を定期的の実施し、食生活習慣の把握に努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①育児教室	保健師による育児講話と、栄養士による産後の食生活、母乳推進、初期離乳食等について講話を実施しています。	A	健康保険課
②乳幼児期からの基本的な生活習慣形成のすすめ	乳児健康診査時には、朝ごはん条例に基づく乳児期からの「早寝、早起き、朝ごはん運動」推進に向け、生活リズム等について保健師による健康講話及び指導をしています。	A	健康保険課
③むし歯予防指導	朝ごはん条例に基づき、乳児期からの「早寝、早起き、朝ごはん運動」を展開しています。正しい口腔衛生（お口の手入れ、食べ物、ブラッシング等）は、生活リズムや食生活とともに、健やかな成長には重要な基本的生活習慣です。 4か月・10か月児健康診査や7か月児健康相談時に、それぞれの月齢に合った離乳食を提供し、その後お口の手入れの指導をしています。さらに、10か月児健康診査時には歯科衛生士によるむし歯予防の集団指導を実施しています。	A	健康保険課
④子どもの食生活等状況調査	子どもたちの食生活の実態を把握するため調査を行い、まとめたものはその都度、町民向けのダイジェスト版にし、配布しています。	B	健康保険課
⑤児童生徒の調理実習（朝ごはん推進事業）	朝ごはん条例が制定されたことを受け、子どもたちを対象に実施しています。 学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養士と食生活改善推進員が小中学校に出向き、食事の重要性、地元の食材で作る簡単料理等をテーマとする実習指導を、学校からの要望もあり年20回程度行っています。	A	健康保険課





基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり

現状と課題

○あちこちで子どもたちが犯罪や事件に巻き込まれることが増えてきました。住民・警察・各関係機関等が連携を図ることで、子どもたちが危険や不安を感じないようなまちづくりを推進することが望めます。また、子どもや保護者が安心して移動できるように施設や道路環境を整備することも必要です。

○子どもたちが元気にまちの中で遊び、活躍できるよう、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して、地域ぐるみのまちづくりを推進します。

今後の方策

基本施策1 安全・安心のまちづくりの確保

○子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

○豊かな自然環境を活かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①安全ネットワーク	6小学校区に地区協議会を設置し、地区ごとの連携を図り、安全に向けた取り組みのネットワーク化を図っています。	A	教育委員会 町民生活課
②安全パトロール	学校・家庭・地域連携総合推進会議による活動を実施しています。 ・青少年健全育成決起大会実施 ・防犯協会連絡…鶴田・菖蒲川・梅沢・六郷・水元支部による夜間パトロール等	A	教育委員会 町民生活課
③子どもの安全教室	年度初めに、小学校新入学児童には黄色い帽子を、町内各児童施設には幼児を対象とした交通安全ぬり絵を配布しています。 春・秋の全国交通安全運動時には、運動要綱を配布し、各施設において交通安全教室を行うよう要請しています。	A	教育委員会 町民生活課
④安全・安心な遊び場の整備	当町には、富士見湖パーク、鶴寿公園、町営住宅の緑地公園、農村公園等があります。この公園を子どもたちが安心して安全に利用できるようにするためには、公園にある遊具の管理・点検が不可欠です。富士見湖パーク、鶴寿公園、町営住宅の緑地公園は年1回の整備点検を実施していますが、農村公園については、指定管理者制度を導入しているため、集落管理となっています。	A	建設整備課 企画観光課





基本施策2 児童虐待防止に関する連携強化

○児童虐待への対応は、一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があることから、発生を疑う時点からの情報をできるだけ迅速に関係機関につなぐとともに、速やかにかつ的確な対応を行うことが求められます。

○医師、民生委員、児童委員、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、児童相談所等関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会による虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①相談支援機関の紹介啓発	児童虐待等が考えられる児童に対して相談支援機関の紹介をします。	A	健康保険課
②鶴田町要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護を目的とした情報交換と支援内容に関する協議を行っています。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する関係者で組織されており、問題と思われるケースが発見された場合には、検討会議の中で情報を共有し支援内容を話し合い対応します。	A	健康保険課

基本施策3 子育て世帯用住宅の整備

○子どもや子育てに関わるイベントや行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報を提供し、初産の家庭や転居間もない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
①広報誌での情報提供	子育て家庭への情報提供だけでなく、住民に対しても積極的に情報を提供することにより、住民と子どもとの交流活動への参加促進を図るため、子どもに関する情報について町の広報などへの掲載を強化します。	A	各関係課
②子育て支援センターの広報活動	子育てに関する広報活動として、年4回、広報誌「にじのメッセージ」を発行しています。また、母子手帳交付時に子育て支援センターのチラシを配布するとともに、エルムやイオンの子育てボードにも掲示しています。今後も地域の子育て支援の拠点としてその役割を果たしていきます。	A	鶴田町子育て支援センター
③ホームページ情報整備	子育て支援ホームページとして子育て情報の充実を図るとともに、子育て交流の1つの媒体として住民の活用や参画を促進します。	A	各関係課



..... **第5章**

**子ども・子育て支援事業の
展開**

.....



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域について検討した結果、**各提供区域を1区域**としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①人口推計等を勘案すると中学校区単位（全町）を範囲とする。
- ②保育所の入所区域は全町を範囲としている。
- ③保護者や子どもが利用できる範囲である。
- ④事業量を適切に見込み、確保できる単位である。

■ 鶴田町の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



- ◎町役場
- ◆幼稚園 ----- 1 か所
- ▲認定こども園 ----- 3 か所
- 認可保育所（園） ----- 3 か所
- 放課後児童クラブ ----- 8 か所
- ※子育て支援センター・つどいの広場 - 1 か所



2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、当町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

当町の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の488人から2024（令和6）年には362人になると推計され、126人（25.8％）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の590人から2024（令和6）年には477人と推計され、113人（19.2％）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

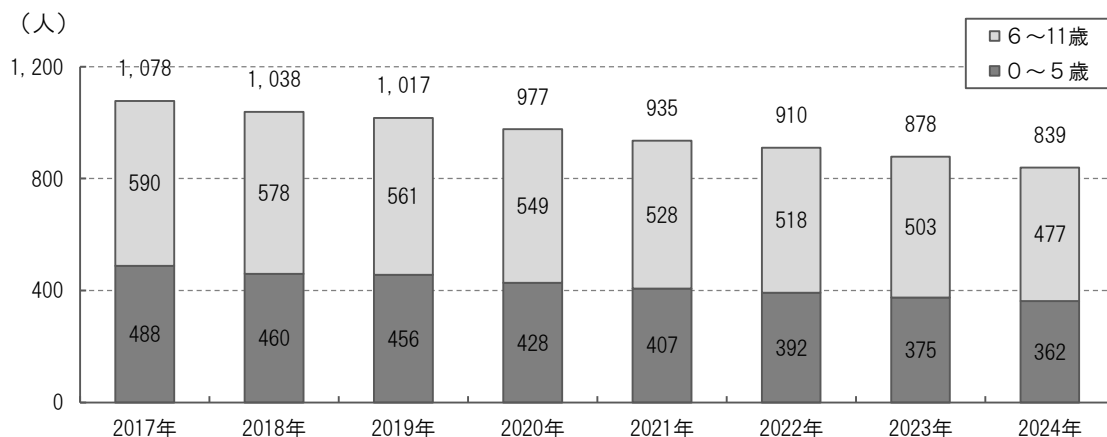
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	1,078	1,038	1,017	977	935	910	878	839
0歳	67	63	61	60	57	55	53	50
1歳	74	71	69	65	62	59	57	55
2歳	82	75	76	68	68	65	62	60
3歳	89	82	78	73	67	67	64	61
4歳	79	89	81	76	76	69	69	66
5歳	97	80	91	86	77	77	70	70
0～5歳	488	460	456	428	407	392	375	362
6歳	89	95	82	89	85	76	76	69
7歳	87	92	98	80	90	86	77	77
8歳	105	86	92	95	79	89	85	76
9歳	96	105	88	91	95	79	89	85
10歳	100	98	103	86	91	95	79	89
11歳	113	102	98	108	88	93	97	81
6～11歳	590	578	561	549	528	518	503	477

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説 明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	6.5	6.5
タイプB	フルタイム×フルタイム	50.9	53.9
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	28.0	29.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.5	1.8
タイプD	専業主婦（夫）	12.8	7.7
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3	0.3
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	6.5	28	28	26	25	24
タイプB	53.9	231	219	211	201	195
タイプC	29.8	127	121	117	112	108
タイプC'	1.8	8	7	7	7	6
タイプD	7.7	33	31	30	29	28
タイプE	0.3	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	428	407	392	375	362





3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

- 町内には幼稚園が1か所、幼保連携型の認定こども園が3か所あります。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は52.6%、「幼稚園」は8.7%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育園から認定こども園に変わったことで子どもを預けにくくなった。」「土曜日でも平日のように子どもを預けられる施設にして欲しい。」という要望が多くありました。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	61	59	57	53	58
1号認定	61	59	57	53	58
2号認定	0	0	0	0	0
②第一期計画値	46	45	44	43	42
町内施設	46	45	44	43	42
乖離（②－①）	▲15	▲14	▲13	▲10	▲16

※2019年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	54	51	49	47	45
②確保目標量	95	95	95	95	95
乖離（②－①）	41	44	46	48	50

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町内の4園で提供体制があり、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できます。



② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所（園）が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 町内に保育所（園）が3か所、幼保連携型の認定こども園が3か所あります。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況は、「認可保育所（園）」は36.8%の利用がありますが、利用を希望する割合は46.9%となり、ニーズは高い傾向です。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「利用中の保育が保育園から認定保育園になったことで不便になった。」「保育園の園庭の開放（鶴田町の開放保育は利用できる頻度が少ないので他市の保育園の開放保育に通っています）。」という要望がありました。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	355	383	391	370	350
2号認定	185	195	206	195	196
3号認定	170	188	185	175	154
0歳	42	53	56	44	33
1・2歳	128	135	129	131	121
②第一期計画値	395	393	381	370	362
乖離（②－①）	40	10	▲10	0	12

※2019年度実績は見込み値

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	338	322	309	295	287
2号認定	176	165	159	151	148
3号認定	162	157	150	144	139
0歳	42	40	38	37	35
1・2歳	120	117	112	107	104
②確保目標量	360	360	360	360	360
2号認定	179	179	179	179	179
3号認定	181	181	181	181	181
0歳	44	44	44	44	44
1・2歳	137	137	137	137	137
乖離（②－①）	22	38	51	65	73



確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○ニーズに対する提供体制は十分とれており、保育士を確保し、今後もこの提供体制を維持します。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは4.8%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは2.7%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。





③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは2.9%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは2.7%の利用希望があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「ベビーシッター事業などもっと欲しいと思う。」
「入院などした場合、誰も預ける人が居ないためサポートがあれば教えて欲しいし協力して欲しい。」という要望があることから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、近隣市町村と連携を図るなど対応を検討していきます。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討します。





4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○当町では、子育て支援センターや関係機関と連携しながら、随時、窓口や訪問等において相談業務などの子育て支援を実施しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「栄養相談をできる場があれば良いと思う。」「子どもの病気や成長段階での心配事など直接相談できるもの。」「発達障害と診断された親や子どもが交流できる場所や気軽に相談できる所があるといい。」という要望がありました。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子育て世代包括支援センターの設置も見据えながら、今後も継続して子育て支援を行い、妊娠時期から子育て時期まで切れ目のない支援をしていきます。





② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○当町では、子育て支援センターにおいて相談業務や、親子リフレッシュタイム、育児講座等を実施しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「毎日のように開放している支援センターのようなものがあればなと思います。」「土日等平日でも保育所等に行っていない子達も気軽に遊びに行けるようなセンターがあればいいのになと思います。」という同類の要望が多くありました。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	40	46	70	126	146
②第一期計画値	181	179	175	169	164
乖離（②－①）	141	133	105	43	18

※2019年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	146	146	146	146	146
②確保目標量	146	146	146	146	146
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○利用者が一部の方に限られている現状もあり、町の広報等でも事業の周知を図り、気軽に利用できる環境づくりに努めます。





(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○保健師による乳児全数訪問を実施し、育児環境の確認や子育て支援を行っています。
○ニーズ調査の自由意見をみると、「日々の子育ての様子を聞いてもらえるだけで安心します。」という要望がありました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	74	69	60	56	65
②第一期計画値	68	67	64	62	61
乖離（②－①）	▲6	▲2	4	6	▲4

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	60	57	55	53	50
②確保目標量	60	57	55	53	50
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も新生児・乳児訪問で、保健師が必ず1回は家庭訪問を行います。また、電話相談やその後の家庭訪問も必要時に行っていきます。





② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○当町では乳児全員に対する家庭訪問を実施しており、その中で保健師と子育て家庭との信頼関係が深まっています。この信頼関係性がその後の支援関係にもつながっています。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保目標量	10	10	10	10	10
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○乳児家庭全戸訪問事業と連携をとり、必要に応じて事業を実施します。

（３）通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業です。

○ニーズ調査からは対象となる自由意見もありますが、養育を受けることが一時的に困難になった児童の受け入れ先は必要になるので、近隣市町村と連携を図るなど受け入れ先の確保を検討していきます。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※2019年度実績は見込み値





■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○近隣市町村と連携をとりながら、受け入れ先の検討など事業実施の検討を行います。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

- 現在町内では認定こども園、幼稚園、保育所（園）等に入所していない子どもを対象とした「一時預かり」は1か所で実施しています。幼稚園、認定こども園に入所している子どもを対象とした「幼稚園の預かり保育」は4か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は1.3%、「幼稚園の預かり保育」は3.7%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子どもが入院した際等（緊急で預けたい場合）泊りがけもしくは一時的に預ける場所がほしかった。」という同類の要望が多くありました。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	5,936	4,727	5,787	5,645	5,262
幼稚園の預かり保育	5,886	4,689	5,703	5,578	5,211
幼稚園以外の預かり保育	50	38	84	67	51
②第一期計画値	6,904	6,897	6,788	6,481	6,372
幼稚園の預かり保育	5,777	5,777	5,689	5,426	5,340
幼稚園以外の預かり保育	1,127	1,120	1,099	1,055	1,032
乖離（②－①）	968	2,170	1,001	836	1,110

※2019年度実績は見込み値





■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	5,205	4,976	4,758	4,549	4,350
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	5,087	4,858	4,640	4,431	4,232
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	118	118	118	118	118
②確保目標量	5,205	4,976	4,758	4,549	4,350
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	5,087	4,858	4,640	4,431	4,232
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	118	118	118	118	118
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○必要な時に受け入れができるよう、各施設と連携し、提供体制を維持していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 現在、保育所（園）3か所、認定こども園（幼保連携型）3か所にて、18～19時、18～20時など時間を延長して保育を実施しています。
- 保育所（園）2か所、認定こども園（幼保連携型）2か所にて、休日の保育を実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「緊急時、自分の仕事等で誰も見てくれない時の施設があっても良いと思う。」という同様の要望が多くありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	142	158	188	171	170
②第一期計画値	102	102	100	96	94
乖離（②－①）	▲40	▲56	▲88	▲75	▲76

※2019年度実績は見込み値





■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	169	168	167	166	165
②確保目標量	169	168	167	166	165
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○保護者からのニーズに応じて延長時間の拡大など、事業者と連携しながら、提供内容の充実に努めます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、五所川原圏域定住自立圏において病後児保育事業を実施しているので、利用希望者を把握し、必要な方に情報が届くよう周知に努めます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は0.4%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の48.5%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「病気等で休みが連日の時仕事が休みづらい。」「病気になる」と保育園等には行けなくなる。症状が軽くなっても通園できない場合が多いので、その期間預けられる施設があれば助かる。」という同類の要望が多くありました。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値





■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	201	191	184	176	170
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲201	▲191	▲184	▲176	▲170

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○五所川原圏域定住自立圏で利用ができるため、事業の周知に力を入れていきます。

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	125	106	104	106	110
②第一期計画値	125	130	130	135	135
乖離（②－①）	0	24	26	29	25

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	109	108	107	106	105
②確保目標量	109	108	107	106	105
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も継続して、母体と赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えられるよう、妊娠届時に妊婦健康診査及び検査の受診票を交付し、必ず受診するよう勧めていきます。





② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、五所川原圏域定住自立圏において子育て援助活動支援事業を実施しているので、利用希望者を把握し、必要な方に情報が届くよう周知に努めます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は8.0%となっています。なお、放課後の時間帯での利用希望をみると、就学前児童では低学年時期・高学年時期ともに1.6%、小学生では低学年時期0.5%、高学年時期0.4%と僅かな状況です。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリーサポートなどの子育て支援が欲しいです。」という要望がありました。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	13	1	2	3	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲13	▲1	▲2	▲3	0

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	78	75	73	70	67
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲78	▲75	▲73	▲70	▲67

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○五所川原圏域定住自立圏で利用ができるため、事業の周知に力を入れていきます。





③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討を行います。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校施設内の専用教室で適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 町内の6小学校が一つに統合するため、各小学校にて行われていた、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が鶴田小学校内に一つに統合されます。
- 統合されても十分に見込み量を確保できるよう、今後も放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運用しながら、提供体制の維持に努めます。
- ニーズ調査結果から「サンシャインスクール（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の低学年時期の利用に関する回答状況をみると、就学前児童では71.9%、小学生では65.0%が利用を希望（小学生は利用者を含む）しています。





○ニーズ調査の自由意見をみると、「身体を動かす運動を1時間でもやれる日を作って欲しいです。」「月額で利用料がかかるので、回数で請求して欲しい。」という要望がありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	224	219	209	200	204
1年生	85	68	76	80	70
2年生	79	77	60	68	73
3年生	60	74	73	52	61
②第一期計画値	169	160	157	154	154
乖離（②－①）	▲55	▲59	▲52	▲46	▲50

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	213	195	188	182	176
1年生	70	70	70	68	66
2年生	70	65	60	58	56
3年生	73	60	58	56	54
②確保目標量	213	195	188	182	176
1年生	70	70	70	68	66
2年生	70	65	60	58	56
3年生	73	60	58	56	54
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

現状と課題

○ニーズ調査結果から「サンシャインスクール（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の高学年時期の利用に関する回答状況をみると、就学前児童では42.2%、小学生では35.3%が利用を希望（小学生は利用者を含む）しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「サンシャインの利用延長時間を希望します。フルタイムの仕事希望ですがお迎えの関係で断念しています。」「利用時間を7:00～19:00でもよいかと思います。」「18時までに迎えに行けない人が使える制度にして欲しい。車の運転ができる祖父がもしいなければ大変困る。そういう人でも不安のない支援があればいいなと思います。」という同様の要望が多くありました。





■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	79	91	113	113	117
4年生	32	45	60	55	43
5年生	34	26	31	37	40
6年生	13	20	22	21	34
②第一期計画値	93	92	86	85	80
乖離（②－①）	14	1	▲27	▲28	▲37

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	130	124	120	114	110
4年生	55	43	40	38	36
5年生	40	48	45	43	41
6年生	35	33	35	33	33
②確保目標量	130	124	120	114	110
4年生	55	43	40	38	36
5年生	40	48	45	43	41
6年生	35	33	35	33	33
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○これまで通り、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に提供する提供体制を維持します。また、町内6小学校が1校に統合されるため、送迎の時間を考慮して、開設時間が平日は授業終了後から19時まで、土曜日と長期休業（夏休み・冬休み）については7時15分から19時までになります。いまままでと同様、児童の安全・安心を確保するために努めます。





6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野に入れ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催等の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子ども医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所（園）・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。





こうしたことから、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



..... **第6章**

子どもの貧困対策

.....



第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨

子どもの貧困率は今なお高い状況にあり、支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあり、厳しい状況であることから、各地域で子どもの貧困対策をめぐる様々な取り組みが広がる一方で、地域による取り組みの格差が拡大しています。

国は、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」を公布し、これを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）を示しました。

具体的には、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取り組みが進められてきました。

2019（令和元）年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）」が公布されました。改正後の法律では、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに総合的な取り組みとして行うことが示され、市町村計画の策定が努力義務とされました。

また、2019（令和元）年11月に示された、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向け、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとしています。

これらを踏まえ、当町における「子どもの貧困対策計画」は、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の施策との調和を図りながら策定し、子どもの貧困についての状況を確認し、各課で問題を共有するとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成育される環境を整備し、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮し、関係団体等と連携しながら、相乗的な効果を生む施策を総合的に推進していきます。





2 子どもの貧困対策に関する取り組み

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、国が2019（令和元）年11月に大綱で示した、《教育の支援》《生活の安定に資するための支援》《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》《経済的支援》の4つの重点施策と指標に基づき、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めます。

3 具体的な施策

（1）教育の支援

すべての子どもが、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるよう、子どもの居場所づくりや学習環境の整備、教育・保育費の負担軽減など総合的な対策を推進します。

事業名	内容	対象者	担当課
幼児教育・保育の無償化	3～5歳児クラスのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料について、無償化を実施しています。	就学前	町民生活課
保育料軽減事業	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児の係る保育料を軽減しています。	就学前	町民生活課
多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	年収360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子以降無償化を実施しています。 年収360万円未満相当世帯のひとり親世帯の優遇措置を拡充し第1子を半額、第2子以降無償化を実施しています。	就学前	町民生活課
食材料費（副食費）の免除	3～5歳児クラスの食材料費（副食費）について、年収360万円未満相当世帯と、第3子以降の子どもは免除しています。	就学前	町民生活課
子育てのための施設等利用給付費	①幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する場合に、保育の必要性があると認定された教育認定の3～5歳児の利用料を上限月額11,300円までの範囲で無償化を実施しています。（満3歳児については、住民税非課税世帯の場合、上限月額16,300円まで無償） ②一時預かり事業、病児保育事業やファミリー・サポートセンター事業などを利用する場合に保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料を上限月額42,000円までの範囲で無償化を実施しています。	就学前	町民生活課





事業名	内容	対象者	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	町民生活課
延長保育促進事業	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	町民生活課
障害児保育事業	保育の必要がある中程度及び軽度の心身障害児を対象とし、保育を実施しています。	就学前	町民生活課
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	町民生活課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	町民生活課
乳幼児期からの絵本の読み聞かせの推進	保護者と乳幼児に絵本の読み聞かせを行い、絵本配布を実施しています。	就学前	健康保険課
思春期教室	中学校3年生を対象に、産婦人科医による講演を年1回実施しています。	中学校期	健康保険課
思春期教室（喫煙予防教室）	中学校1年生を対象に、医師による講演を年1回実施しています。	中学校期	健康保険課
鶴田町要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護を目的とした情報交換と支援内容に関する協議を行っています。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する関係者で組織されており、問題と思われるケースが発見された場合には、検討会議の中で情報を共有し支援内容を話し合い対応しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	健康保険課
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
奨学金	鶴田町在住で、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により就学が困難な者に対して学資を無利子で貸与しています。	高校期 大学等期	教育委員会
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会





事業名	内容	対象者	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援・教育相談を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
適応指導教室	不登校の児童生徒を対象に五所川原市で開設している適応指導教室を活用し通学への支援を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
学習支援員の配置	小中学校へ教育支援員を配置し学習を支援しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
外国語指導助手	A L Tを活用し小中学校での英語教育を推進しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
インフルエンザ予防接種助成	中学校3年生に対し、受験時のインフルエンザ対策として接種費用の一部を助成しています。	中学校期	教育委員会
姉妹都市青少年交流資金貸付制度	鶴田町の青少年が留学生、実習生、研修生または中学生大使として姉妹都市の交流を図るための資金を、無利子で貸与しています。	中学校期 高校期 大学等期	企画観光課
イングリッシュ・デイ	子どもたちに、日頃の授業よりも気軽に楽しく英語に触れて、英語をより身近に感じてもらうプログラムを実施しています。	小学校期	企画観光課

（２）生活の安定に資するための支援

子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援や、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進します。

事業名	内容	対象者	担当課
一時預かり事業 【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	町民生活課
延長保育促進事業 【再掲】	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	町民生活課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて相談業務、親子リフレッシュタイム、育児講座等を実施しています。	就学前 保護者	町民生活課





事業名	内容	対象者	担当課
障害児保育事業 【再掲】	保育の必要がある中程度及び軽度の心身障害児を対象とし、保育を実施しています。	就学前	町民生活課
自立支援医療 (育成医療)	障害児の身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供し、生活能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	町民生活課
ひとり親家庭等医療費 助成事業	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 保護者	町民生活課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前	町民生活課
子ども医療費助成事業	子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	小学校期	町民生活課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期	町民生活課
児童扶養手当	父又は母と生活を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	町民生活課
母子父子寡婦福祉資金 【再掲】	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	町民生活課
ひとり親家庭等就業・ 生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	町民生活課
生活困窮者自立相談 支援事業	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	町民生活課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談や育児に関する情報提供と支援を行っています。	就学前	健康保険課
育児教室	保健師による育児講話と栄養士による産後の食生活、母乳推進、初期離乳食等について講話を実施しています。	保護者	健康保険課





事業名	内容	対象者	担当課
乳児委託健康診査への補助	乳児委託健康診査受診票1回分を交付しています。	就学前	健康保険課
乳児健康診査	月1回、4か月児・10か月児の小児科診察、身体計測、発達確認、育児相談、離乳食指導、むし歯予防指導を行っています。	就学前	健康保険課
7か月児健康相談	月1回、身体計測、発達確認、育児相談、離乳食指導、むし歯予防指導を行っています。	就学前	健康保険課
1歳6か月児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、発達確認、相談支援、歯科診察、フッ素塗布を行っています。	就学前	健康保険課
2歳6か月児歯科健診	年4回、歯科診察、むし歯予防の個別指導、フッ素塗布を行っています。	就学前	健康保険課
3歳児健康診査	年4回、小児科診察、身体計測、発達確認、尿検査、聴覚検査、相談支援、歯科診察、フッ素塗布を行っています。	就学前	健康保険課
未熟児養育医療	入院養育が必要な場合に、必要な医療費を給付しています。	就学前	健康保険課
相談支援機関の紹介	乳幼児の発育・発達障害等に関する相談に応じ、相談支援機関の紹介をしています。	就学前	健康保険課
妊娠届出時面接	妊娠届出時、個別相談、体調や妊娠中の体の変化、栄養指導、各受診票の説明、保健師活用の勧め等を行っています。	保護者	健康保険課
妊婦委託健康診査への補助	妊婦委託健康診査受診票14回分を交付しています。さらに、多胎妊婦には7回分を追加交付しています。	保護者	健康保険課
妊婦歯科健康診査への補助	妊婦委託歯科健康診査受診票1回分を交付しています。	保護者	健康保険課
妊婦訪問指導	病院から連絡があった場合や、妊婦自身から相談依頼があった場合に訪問し、相談・支援を行っています。	保護者	健康保険課
妊婦及び産婦の喫煙予防	妊娠期から産後の再喫煙に至る経緯の確認をし、対策の検討を行い支援しています。	保護者	健康保険課
不妊治療助成	不妊治療、不育症治療を行った家庭に対し助成しています。	保護者	健康保険課
風しん感染予防補助	妊婦に対する風しん感染予防のため、風しん抗体検査及び風しんワクチン接種に要した費用を補助しています。	保護者	健康保険課
子どもの肥満状況調査	認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小中学校の生徒を対象に肥満状況調査を実施しています。	就学前 小学校期 中学校期	健康保険課
子どもの食生活等状況調査	子どもたちの食生活の実態を把握するため調査を行い、まとめたものはその都度、町民向けのダイジェスト版にし配布しています。	就学前 小学校期 中学校期	健康保険課
児童生徒の調理実習（朝ごはん推進事業）	朝ごはん条例が制定されたことを受け、年20回程度、子どもたちを対象に学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養士と食生活改善推進員が小中学校に出向き、食事の重要性、地元のもので作る簡単料理等をテーマとする実習指導を行っています。	小学校期 中学校期	健康保険課





事業名	内容	対象者	担当課
放課後子ども教室 推進事業【再掲】	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会
放課後児童健全育成 事業【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会
住宅の優先入居	住宅の入居要件を満たしている20歳未満の子どもを扶養している寡婦について、入居を優先的に選考しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	建設整備課

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

事業名	内容	対象者	担当課
ひとり親家庭等就業・ 生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	町民生活課
生活困窮者自立相談 支援事業【再掲】	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	町民生活課
一時預かり事業 【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	町民生活課
延長保育促進事業 【再掲】	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	町民生活課
放課後子ども教室 推進事業【再掲】	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会





事業名	内容	対象者	担当課
放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会

（４）経済的支援

経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

事業名	内容	対象者	担当課
生活保護	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助するための相談を行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	町民生活課
児童手当【再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に児童手当を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期	町民生活課
児童扶養手当【再掲】	父又は母と生活を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	町民生活課
特別児童扶養手当	精神又は身体に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護する者に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期	町民生活課
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期	町民生活課
ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 保護者	町民生活課
乳幼児医療費助成事業【再掲】	乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前	町民生活課
子ども医療費助成事業【再掲】	子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	小学校期	町民生活課





事業名	内容	対象者	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	町民生活課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	町民生活課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	町民生活課
遺児援護対策費補助事業	遺児について入学祝金、卒業祝金及び弔慰金を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期	町民生活課
児童育成支援金の支給	町に5年以上住所を有し、2人以上の子を扶養する保護者が第3子を出産した場合に100万円を支給しています。第4子以降は10万円ずつ増額して支給しています。	保護者	町民生活課
就学援助【再掲】	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
奨学金【再掲】	鶴田町在住で、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により就学が困難な者に対して学資を無利子で貸与しています。	高校期 大学等期	教育委員会
姉妹都市青少年交流資金貸付制度【再掲】	鶴田町の青少年が留学生、実習生、研修生または中学生大使として姉妹都市の交流を図るための資金を、無利子で貸与しています。	中学校期 高校期 大学等期	企画観光課





4 子どもの貧困に関する指標

国の大綱には、以下の指標が示されています。子どもの貧困対策を進めるにあたっては、これらの指標の改善に向けて取り組み、子どもの貧困対策を今後さらに適切に推進していきます。

指 標			国	県	鶴田町
【教育の支援】	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (H30)	88.9% (H25)	100.0% (H30)
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (H30)	4.0% (H25)	0.0% (H30)
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (H30)	19.5% (H25)	0.0% (H30)
	児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (H30)	96.7% (H26)	100.0% (H30)
		高等学校等卒業後	30.8% (H30)	11.8% (H26)	0.0% (H30)
	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）		81.7% (H28)	—	90.9% (H30)
	ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (H28)	—	100.0% (H30)
		高等学校等卒業後	58.5% (H28)	—	—
	全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (H30)	—	—
	全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (H30)	—	—
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (H30)	—	0.0% (H30)
		中学校	58.4% (H30)	—	0.0% (H30)
	スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (H30)	18.9% (H27)	33.3% (H30)
		中学校	89.0% (H30)	65.0% (H27)	100.0% (H30)
	就学援助制度に関する周知状況		65.6% (H29)	—	100.0% (H30)
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (H30)	—	19.8% (H30)
		中学校	56.8% (H30)	—	18.9% (H30)
	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	—	—
短期大学		—	—	—	
高等専門学校		—	—	—	
専門学校		—	—	—	





指 標				国	県	鶴田町
【生活の安定に資するための支援】	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金	14.8% (H29)	—	—
			ガス料金	17.2% (H29)	—	—
			水道料金	13.8% (H29)	—	—
		子供がある全世帯	電気料金	5.3% (H29)	—	—
			ガス料金	6.2% (H29)	—	—
			水道料金	5.3% (H29)	—	—
	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.9% (H29)	—	1人 (H30)
			衣服が買えない経験	39.7% (H29)	—	1人 (H30)
		子供がある全世帯	食料が買えない経験	16.9% (H29)	—	1人 (H30)
			衣服が買えない経験	20.9% (H29)	—	1人 (H30)
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談	8.9% (H29)	—	—
			いざという時のお金の援助	25.9% (H29)	—	—
		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談	7.2% (H29)	—	—
			いざという時のお金の援助	20.4% (H29)	—	—
【生活の安定と向上に資するための就労の支援】	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯		80.8% (H27)	90.7% (H26)	98.6% (H30)
		父子世帯		88.1% (H27)	95.1% (H26)	100.0% (H30)
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯		44.4% (H27)	47.8% (H26)	62.5% (H30)
		父子世帯		69.4% (H27)	85.5% (H26)	68.2% (H30)
【経済的支援】	子供の貧困率	国民生活基礎調査		13.9% (H27)	—	—
		全国消費実態調査		7.9% (H26)	—	—
	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査		50.8% (H27)	—	—
		全国消費実態調査		47.7% (H26)	—	—
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯		42.9% (H28)	—	9.0% (H30)
		父子世帯		20.8% (H28)	—	9.0% (H30)
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯		69.8% (H28)	—	91.0% (H30)
		父子世帯		90.2% (H28)	—	90.9% (H30)



第7章

計画の推進・評価体制



第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、行政機関はもとより町民、社会福祉協議会、地域の子育て関連団体、NPO・ボランティア団体及び事業者と協働し、子ども・子育てを取り巻く社会環境や当町の社会状況の変化に適切に対応しながら、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、本計画書を公表するとともに、「広報つるた」や町のホームページ、電子媒体等による情報発信を推進し、町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

当町では、計画の策定に向けて「鶴田町子ども・子育て支援協議会」を設置し、協議を行っています。本協議会は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。

そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て支援協議会で審議を行っていきます。

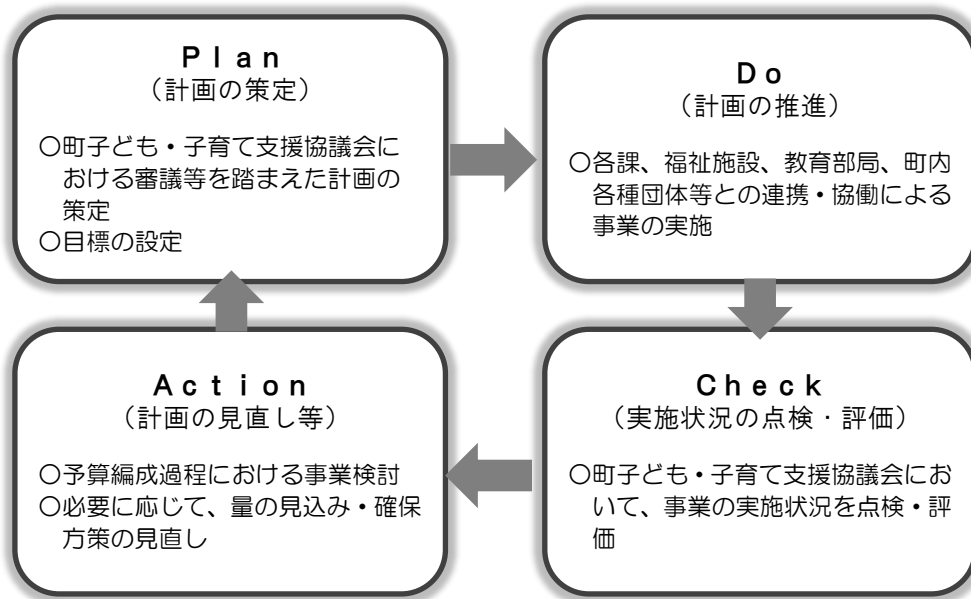
点検・評価にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

また、各施策の進捗状況から、計画期間の中間年において必要に応じて計画の見直しを行います。





■ PDCAサイクル図





資料編





資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取り組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。





(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

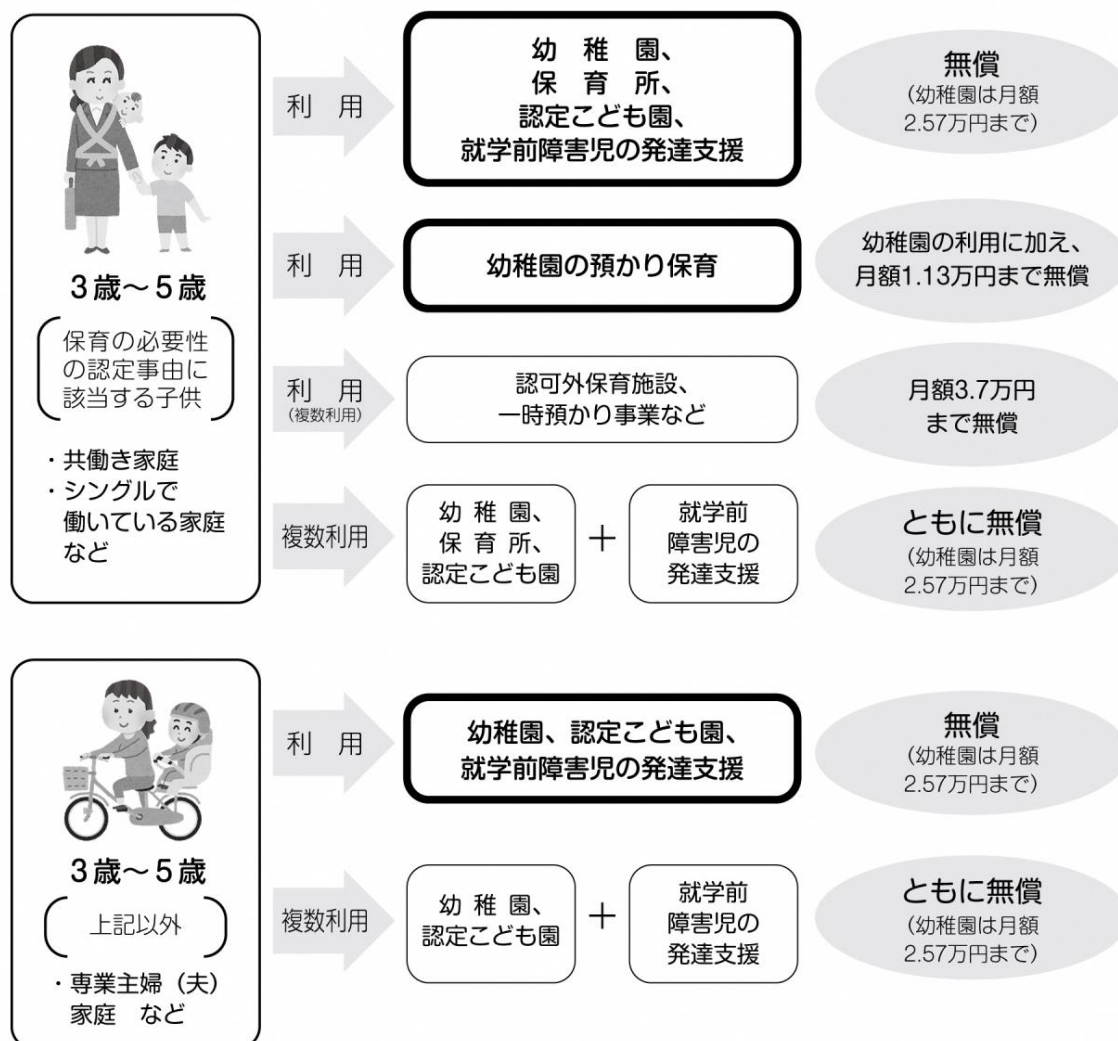
■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象





■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



2 鶴田町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成25年6月13日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鶴田町子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援等に必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 保育・教育業務関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募の町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。



(協力要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される鶴田町子ども・子育て支援協議会委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年鶴田町条例第2号）の一部を改正する。

(2) 委員名簿

No	氏 名	所属・役職等	選出区分
1	秋 庭 佳 奈	幼稚園保護者代表	子どもの保護者
2	下 山 康 祐	保育所保護者代表	
3	長 内 慎 司	町子ども会育成連絡協議会会長	子ども関係団体に属する者
4	齋 藤 康 仁	町連合PTA会長	
5	三 上 良 淳	ひなづる幼稚園園長	保育・教育業務関係者
6	福 澤 紀 子	つるた乳幼児園園長	
7	坂 崎 力 紀	NOG I こども園園長	
8	成 田 ひとみ	認定こども園はやせ園長	
9	鈴 木 良 子	梅沢保育所所長	
10	工 藤 慶 人	水元保育園園長	
11	下 山 貴 裕	つるのこ保育園園長	
12	竹 浪 誠 也	町教育委員会教育委員	学識経験者
13	小 関 優	町議会教育民生常任委員会委員長	
14	新 谷 と き	町民生委員児童委員	関係行政機関職員
15	長 内 洋 一	公 募	





(3) 会議の開催日と審議内容

第1回

日 時	2019（令和元）年12月23日（月）
場 所	役場301～303委員会室
項 目	・ 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について ・ 子ども・子育て支援事業計画について

第2回

日 時	2020（令和2）年2月26日（水）
場 所	役場301～303委員会室
項 目	・ 子ども・子育て支援事業計画（素案）について



鶴田町 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年 3月

発行者 鶴田町 町民生活課 福祉支援班

住 所 〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

TEL 0173-22-2111（内線 162）

FAX 0173-22-6007

URL <http://www.town.tsuruta.lg.jp/>

